大阪府

大阪府営住宅　令和７年10月（令和７年度第４回）
総合募集のご案内

あ き 家 入 居 者 募 集

・大阪府営住宅（公営住宅）の**保証人が不要**になりました
・子育て世帯向けに、子育てのしやすさと安全性の向上を目的とした改修を行った住戸を募集しています。詳細は95ページをご覧ください。

あ き 家 募 集

令和８年１月または２月以降の入居予定者の募集です。
あき家の状況によっては、入居までにお待ちいただくことがあります。
棟号室別に募集しており、棟号室は65ページ以降の募集住宅一覧表に記載しています。

募集期間（申込書配布期間・申込受付期間）

令和７年10月１日（水）～令和７年10月15日（水）

申 込 方 法

郵送又は電子申請（インターネット）
※郵送による申込みは、令和７年10月15日（水）消印有効です。
※電子申請申込先については、１～２ページをご覧ください。

抽 選 日

令和７年11月11日（火）
※申込みされる住宅により、公開抽選会の会場が異なりますので、13～14ページをご覧ください。

先着順等で募集している住宅もあります！

〈センター別募集〉
・今回の総合募集の抽選の結果、**応募割れとなった住戸**については、**再募集の受付（抽選）を各管理センターで行います。**
・応募割れ住戸とは別に、応募から入居までの期間が他の住戸より短い住戸（早期入居住戸）の募集の受付（抽選）を行うことがあります。詳しくは各管理センターにお問い合わせください。(194ページ以降参照)

〈随時募集〉
・**応募割れ住戸で申込みのなかった住宅**については、**先着順での入居の申込受付を行います。**
また、過去の総合募集で応募のなかった住戸も先着順で入居者を募集しています。(194ページ参照)

お問合せ先については、１～２ページをご覧ください。

お問合せ先及び電子申請申込先一覧

※申込みされる府営住宅を所管している指定管理者あてにお問合せください。

区　分		指定管理者・管理センター名
A	豊中市内・池田市内・吹田市内・箕面市内の府営住宅（東三国２丁目住宅を含む）	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター
B	高槻市内・茨木市内・摂津市内・島本町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅高槻管理センター
C	守口市内・枚方市内・寝屋川市内・大東市内・門真市内・四條畷市内・交野市内の府営住宅（大東朋来住宅・ペア大東朋来住宅を除く）	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅守口管理センター
D	東大阪市内の府営住宅及び大東朋来住宅・ペア大東朋来住宅	株式会社穴吹ハウジングサービス 大阪府営住宅布施管理センター
E	八尾市内・松原市内・柏原市内・羽曳野市内・藤井寺市内・富田林市内・河内長野市内・大阪狭山市内の府営住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅藤井寺管理センター
F	堺市（南区を除く）内・泉大津市内・和泉市内・高石市内・忠岡町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅堺東管理センター
G	堺市南区（泉北ニュータウン）内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅泉北管理センター
H	岸和田市内・貝塚市内・泉佐野市内・泉南市内・阪南市内・熊取町内・田尻町内・岬町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅岸和田管理センター

令和７年４月から一部指定管理者が変わりましたのでご注意ください

※申込にあたり配慮すべき事項がある場合はお問合せ先までご連絡ください。

所　在　地	電子申請申込先	お問合せ先
〒560-0082 豊中市新千里東町1丁目5番3号 千里朝日阪急ビル9階	https://www.osakafueijutaku.jp/	06－6155－2782
〒569-0803 高槻市高槻町15番8号 ダイエツビル5階	https://www.osakafueijutaku.jp/	072－685－1092
〒570-0083 守口市京阪本通1丁目2番3号 損保ジャパン守口ビル１階	https://www.osakafueijutaku.jp/	06－6780－9115
〒577-0056 東大阪市長堂1丁目5番6号 布施駅前セントラルビル6階	https://osaka-fujyu.com/	06－6789－0321
〒583-0026 藤井寺市春日丘1丁目8番5号 藤井寺駅前ビル3階	https://www.osaka-fuei.com	072－930－1093
〒590-0076 堺市堺区北瓦町1丁3番17号 堺東センタービル3階	https://www.osakafueijutaku.jp/	072－221－1083
〒590-0132 堺市南区原山台1丁1番2号 イーストナニワビル4階	https://www.osakafueijutaku.jp/	072－290－6073
〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル3階	https://www.osakafueijutaku.jp/	072－447－9542

※二次元コードは携帯電話の種類によっては読み取れない場合があります。

もくじ

▌お問合せ先及び電子申請申込先一覧…… P 1～ 2
▌もくじ…… P 3
▌令和７年度の募集に関するお知らせ…… P 4
▌総合募集のあらまし…… P 5～ 7
- 共通申込資格…… P 5
- 特定の申込資格（応募区分別申込資格）…… P 5
- 申込方法及び注意点…… P 6
- 申込みの無効・失格…… P 6
- その他の注意事項…… P 7

▌お申込みの前に必ずお読みください…… P 8～ 10
▌総合募集の申込みから入居まで…… P 11～ 12
▌公開抽選会一覧…… P 13～ 14
▌共通申込資格…… P 15
▌収入基準…… P 16～ 32
- 裁量世帯…… P 16
- 収入基準（早見表）…… P 17
- 注意事項…… P 17
- 収入に関する証明書の見方…… P 18
- 月収額の計算方法…… P 19～ 24
- 月収額の計算例…… P 25～ 30
- 月収額計算表…… P 31～ 32

▌応募区分別申込資格…… P 33～ 48
- 応募区分別申込資格一覧表…… P 33～ 36
- 一般世帯向け…… P 37
- 新婚・子育て世帯向け…… P 37
- 福祉世帯向け…… P 38～ 40
- 親子近居向け…… P 41～ 44
- シルバーハウジング…… P 45～ 46
- 車いす常用者世帯向け…… P 47～ 48

▌単身者資格要件、DV被害者要件 …… P 49～ 50
▌申込書の記入例…… P 51～ 52
▌よくある質問とその回答…… P 53～ 59
▌総合募集 募集住宅一覧表 …… P 60
- 募集住宅一覧表の見方…… P 61
- 注意事項…… P 61～ 62
- 府営住宅の間取り例（標準タイプ）…… P 63
- 一般世帯向け募集住宅一覧表…… P 65～ 92
- 子育て世帯向け募集住宅一覧表…… P 96
- 新婚・子育て世帯向け募集住宅一覧表…… P 99～124
- 福祉世帯向け募集住宅一覧表…… P127～173
- 親子近居向け募集住宅一覧表…… P175～176
- シルバーハウジング募集住宅一覧表…… P181～182
- 車いす常用者世帯向け募集住宅一覧表…… P185～188

▌府営住宅の耐震性能について…… P189
▌応募倍率一覧表（参考）…… P190～193
▌随時募集のご案内…… P194
▌令和７年８月総合募集のセンター別募集（応募割れ住戸）の受付（抽選）… P195～202
▌各指定管理者（管理センター）案内図…… P203～206
▌府営住宅の抽選方法…… P207

令和７年度の募集に関するお知らせ

総合募集の申込書配布期間・申込受付期間

申込書配布期間及び申込受付期間は、開始日は偶数月の１日（１日が土･日･祝日の場合は第１営業日）、終了日は同月の15日（15日が土・日・祝日の場合は翌営業日）となります。

令和７年度総合募集の申込書配布期間及び申込受付期間は次のとおりです。

	申込書配布期間及び申込受付期間
第１回募集	令和 7年 4月 1日（火）～令和 7年 4月15日（火）
第２回募集	令和 7年 6月 2日（月）～令和 7年 6月16日（月）
第３回募集	令和 7年 8月 1日（金）～令和 7年 8月15日（金）
第４回募集	**令和 7年10月 1日（水）～令和 7年10月15日（水）**
第５回募集	令和 7年12月 1日（月）～令和 7年12月15日（月）
第６回募集	令和 8年 2月 2日（月）～令和 8年 2月16日（月）

府営住宅の移管について

大阪府では、現在、大東市、門真市及び池田市への府営住宅の移管を進めています。各市への移管後は市営住宅となりますが、移管されるまでの間は引き続き府営住宅として募集を行います。なお、大阪市内の府営住宅については、移管が完了しました。府営住宅の移管に関する詳細については、10ページをご覧ください。

移管後の旧府営住宅の入居者募集について（大東市・門真市）

移管後の旧府営住宅について､移管先の市以外にお住まいの府民の方々も応募できる住戸が移管先の市において一定設けられています｡詳しい募集内容や申込書の配布場所については､ホームページをご覧ください｡

★https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/ikan/index.html

＜令和７年度　大東市営住宅入居者募集＞

令和７年７月入居者募集　　※募集は終了しました。

令和７年12月入居者募集　　令和７年12月１日（月）～令和７年12月15日（月）

＜令和７年度　門真市営住宅入居者募集＞

令和７年６月入居者募集　　※募集は終了しました。

令和７年12月入居者募集　　令和７年12月１日（月）～令和７年12月15日（月）

[申込書配布場所]

大阪府住宅相談室（大阪府庁別館１階)、大阪府各保健所などの大阪府の機関の他、一部の市町村でも配布します。

総合募集のあらまし

◎新築募集は、現在建設中の住宅と既に完成している新築住宅の入居予定者を決めるためのものです。
　※新築募集は、棟号室別の募集をしておりませんので、当選後、住戸の指定はできません。
◎あき家募集は、棟号室別に入居予定者を登録し、順次入居していただくものです。なお、あき家の状況や審査の状況などにより、入居の時期が変わる場合があります。
　※あき家住宅は、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。また、高齢者・障がい者向けに対応した設備改善は行っておりません。

共通申込資格

府営住宅に申込みされる方は、15ページの共通申込資格のすべての条件を満たしている必要があります。

特定の申込資格（応募区分別申込資格）

総合募集では、一般世帯向けの他に、特定の申込資格がある方のみがお申込みいただけるよう、さまざまな応募区分を設定することで、特に住宅に困っている方が入居しやすくなるように配慮しています。

申込みされる場合は、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしておられるか確認のうえ、下記の申込資格がある応募区分（１）～(16）の中から１つだけ選んでお申込みください。

※１世帯（婚約者との申込みの場合も１世帯とします）で２通以上申込みされたときは失格となります。
※申込資格の詳細については、必ず該当のページをご確認ください。

一般世帯向け
（１）一般世帯 …… 37ページ

新婚・子育て世帯向け
（２）新婚世帯 …… 37ページ
（３）子育て世帯 …… 37ページ

福祉世帯向け
（４）高齢者世帯 …… 38～40ページ
（５）ひとり親世帯 …… 38～40ページ
（６）障がい者世帯 …… 38～40ページ
（７）ハンセン病療養所入所者等の世帯 …… 38～40ページ
（８）犯罪被害者等の世帯 …… 38～40ページ
（９）単身者、DV被害者 …… 49～50ページ

親子近居向け
(10) 親子近居向け親世帯 …… 41～44ページ
(11) 親子近居向け子世帯 …… 41～44ページ

シルバーハウジング
(12) シルバーハウジング …… 45～46ページ
(13) ふれあいシルバーハウジング …… 45～46ページ

車いす常用者世帯向け
(14) MAIハウス …… 47～48ページ
(15) 身体障がい者向け改善住宅 …… 47～48ページ
(16) 身体障がい者向け住宅 …… 47～48ページ

▌申込方法及び注意点

◎申込みは、郵送又は電子申請によるもののみを受付します。
　申込書を窓口に持参されても、受付できません。
◎郵送による申込みの場合、指定の封筒と申込書をご使用ください。
　また、受付期間以外の日の消印のものは受付できません。(申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。)
◎申込みは、１世帯につき１通に限ります。
◎郵送による申込みと電子申請を、重複して申込むことはできません。
◎必要な事項が記載されていない申込書は、受付できない場合があります。
　申込書及び封筒に記入もれがないように、ご注意ください。
◎郵送による申込みの場合、申込書に付いているはがきに切手（２箇所）を必ず貼ってください。

▌申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効とします。なお、受付けた後当選しても失格となります。

（１）申込者本人又は同居しようとする方が、暴力団員である場合
　暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいいます。
　当選者には、申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、大阪府警察本部へ照会します。

（２）重複申込みをされたとき。(管理センターが異なっても1世帯１通に限ります。)
・１世帯（婚約者との申込みの場合等も１世帯とする。）で２通以上申込みされたとき。
　また、申込者又は同居しようとする方として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込むことはできません。
・この募集において、郵送と電子申請の重複申込みをされたとき。
・随時募集との重複申込みをされたとき。

（３）申込書に不正の記載があったとき。

（４）申込区分などの必要事項が記載されていないとき。

（５）申込資格がないとき。

（６）友人等の寄合世帯や世帯を不自然に分割して申込みがあったとき。
　次のような申込みは、原則としてできません。
　（例１）夫婦どちらか一方のみによる申込み。
　（例２）兄弟姉妹で申込み。(両親死亡の場合や、今回入居しようとする方全員が単身者資格要件を満たしている場合を除く)
　（例３）祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
　（例４）おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。
　（例５）今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。

（７）申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。
　申込後、同居しようとする親族の変更（死亡・出生の場合は再審査を行います。）はできません。
　婚約者が変わったときも同じです。

（８）当選後、指定された期日までに、審査必要書類の提出がないとき。

（９）申込みされた応募区分の資格を確認できないとき。
　一般世帯向け以外の優先枠（新婚・子育て世帯向け／福祉世帯向け／親子近居向け／シルバーハウジング／車いす常用者世帯向け）の応募区分に申込み、当選された方で、申込みされた応募区分の資格を確認できない方は、一般世帯向けの資格を満たしている場合であっても失格となります。

▌その他の注意事項

◎婚約者との申込みの場合は、原則として入居されるまでに婚姻している必要があります。(婚姻受理証明書などで婚姻の確認をします。)
なお、婚姻1ヵ月前であれば入居可能ですが、その場合は媒酌人・親族などによる婚約を確認できる書類が必要です。このため、婚姻時期による申込みの制限があります。

・新築募集・・・・婚姻する日が入居予定時期から１カ月以内までの方
・あき家募集・・・婚姻する日が募集期間末日から１年以内までの方

◎親族には、内縁関係にある方や性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方（以下、「パートナーシップ関係にある方」という）を含みます。
内縁関係の方は、その関係が住民票で確認できる場合に限ります。
パートナーシップ関係にある方は、その関係が大阪府又は他の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。

◎募集期間末日現在において、妊娠されている方の胎児は人数には含みません。

◎多子世帯優遇制度は、募集期間末日現在において、18歳未満の子どもを３人以上扶養している世帯に抽選番号を２つ付与します。
制度の適用を受ける場合は、申込書の多子世帯優遇制度の欄に必ず○印を付けてください。(51～52ページの申込書の記入例参照)

・この制度は抽選の際の優遇措置であって、必ずしも当選を保証するものではありません。
・募集期間末日において、18歳未満の子どもを３人以上扶養している世帯のみ○印を付けてください。
（子ども（１人）の年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）でなければ、扶養していることにはなりませんのでご注意ください。）
・該当する世帯であっても○印を付けていない場合、優遇措置は受けられません。
・同居しようとする方（入居予定者）の中に、18歳未満の子どもが３人以上いない場合は、該当しません。(例：遠隔地扶養をしている子どもを含めて３人子どもがいる場合など)
・募集期間末日において出生していなければ、人数に含みません。

お申込みの前に必ずお読みください

大阪府営住宅（公営住宅）は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や大阪府営住宅条例などに入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。この「総合募集のご案内」をよくお読みになったうえで、お申込みください。

暴力団員について

◎大阪府では、府営住宅の入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、申込者本人や同居しようとする方が暴力団員である場合には入居資格を認めません。詳しくは、6ページをご覧ください。

住宅の保管義務

◎府営住宅は、府民の財産です。お住まいの住宅はもちろん、集会所、自転車置場などの共同施設をはじめ、住宅全体を大切に使用しなければなりません。定められた規則を守り、適正な住まい方に注意をはらってください。

保管義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

- 住宅を他の人に貸したり、譲渡しないこと。（転貸等の禁止）
- 住宅本来の目的からはずれ、商店や作業場など、住居以外の用途に使わないこと。（用途変更の禁止）
- 必要な届出、あるいは承認を受けずに、他の人を同居させたり、模様替え、増築などをしないこと。（無断同居の禁止、無断模様替え・増築の禁止）
- 住宅の敷地を個人の耕作や花壇などに使用しないこと。（不法耕作の禁止）

迷惑行為の禁止

◎迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や被害を与えた場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

- テレビ、ステレオなどを視聴したり、楽器を演奏するときなどは、適量な音量で、時間を考えて周囲に迷惑のかからないよう十分注意してください。
- 乱暴な玄関扉の開閉は、音が建物全体に響き、他の入居者の迷惑になりますので、特に気をつけてください。
- 集合住宅では、どうしても生活に伴う音や振動が伝わり、知らぬ間に近隣に迷惑をかけていることがありますので、お互いに注意しましょう。

ペットの飼育

◎府営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適していません。犬、猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となりますので、住宅内では犬、猫などの動物は飼わないでください。飼育により他の入居者に迷惑や被害を与え、大阪府の指導に従っていただけない場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

なお、一部の住宅で動物飼育が可能となっているケースがありますが、一定の手続きを経て飼育が可能となったものであり、原則は禁止されています。

【飼育が可能な住宅】

堺新金岡2丁3番住宅（堺市北区）、堺新金岡2丁6番住宅（堺市北区）、牧野北住宅（枚方市）、枚方牧野北住宅（枚方市）、東大阪稲田住宅（東大阪市）、羽曳野野々上住宅（羽曳野市）、狭山住宅（大阪狭山市一部地域のみ）、貝塚王子住宅（貝塚市）、茨木松ヶ本住宅（茨木市）、高倉台第一住宅（堺市南区）、交野松塚住宅（交野市）　※飼育条件が異なりますので、所管の管理センターへご確認ください。

浴槽・風呂釜の設置

◎リース浴槽

募集住宅一覧表で、浴槽「無」となっている住戸で、備考欄に「リース浴槽設置住戸」と記載された住戸は、大阪ガス㈱の浴槽・風呂釜のメンテナンスリース制度を原則、利用していただくことになります。（リース浴槽を撤去し、府が設置することは出来ませんので、ご注意ください。）

浴槽・風呂釜の月額リース料金は3,300円～4,600円（税込）程度です。（保証金10,000円が別途必要です。）ただし、リース事業の運営状況等により、リース料金を改定することがあります。

◎上記、リース浴槽設置住戸以外の、浴槽「無」となっている住戸には、入居者が決定し入居までに、風呂設備を大阪府の費用負担により設置します。そのため、入居者の皆様のご負担で、浴槽を設置する必要がございません。

なお、年度末（１月から３月まで）の申込みにつきましては、補修工期の関係上、入居時期に影響が出る可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、応募区分別住宅一覧表の募集住戸ごとに記載された家賃額（円）が風呂の設置により増加します。

敷金

◎敷金は家賃の3ヵ月分です。（入居手続時に、納入していただきます。）

家賃のお支払い

◎家賃は、口座振替（住宅名義人の三親等内の親族の口座からも口座振替可能）又は金融機関の窓口で納付書により、毎月月末までにお支払いください。支払期限を過ぎると滞納となり、契約が解除されると、退去していただくことになります。

共益費等のお支払い

◎給水施設、汚水処理施設、エレベータのある住宅は、これらの施設にかかる光熱水費や維持運営費を共益費として徴収します。なお、高層住宅で電気を一括して受電している住宅では、共用灯などの電気料金も共益費の対象となります。※参考：令和７年度は最高月額3,340円

◎大阪府へ共益費として支払う費用以外に、入居者のみなさんが自治会などを通して支払う費用があります。（階段灯・廊下灯・外灯などの電気料、共同水栓の水道料、芝生・樹木の手入れ管理費　等）

収 入 申 告

◎家賃は、入居者全員の収入と住宅の築年数や所在地、広さなどによって、毎年度決定されます。そのため、収入の有無にかかわらず、世帯全員の収入を必ず申告してください。申告がなければ、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅と同程度の家賃）をお支払いいただくことになります。

◎入居後に、収入が一定の基準を超えた場合は、収入超過者又は高額所得者と認定されます。

収入超過者には府営住宅を明け渡すよう努力する義務が、また、高額所得者には府営住宅を明渡す義務があります。

入居中に必要な手続き

◎入居中に次のようなことがあれば、手続きが必要です。ただし、承認できる範囲が限られているものもありますので、事前に所管の管理センター又は巡回管理員に相談してください。

- 同居者を変更するとき
- 氏名・勤務先を変更するとき
- 住宅の一部を模様替え・増築するとき　　など
- 入居者（名義人）を変更するとき
- 住宅を一時不在にするとき

空室の活用について

◎大阪府営住宅では、障がい者の方が、世話人等の支援を受けながら、地域で自立した生活を送るため、運営法人等にグループホームとして住戸の使用を許可している団地があります。

また、地元市町や事業者等による府営住宅の空室を活用した取組を推進しており、申込みされる団地においても、子育て支援施設や高齢者の交流拠点・見守り施設、若者向けシェアハウスなどの活用を行っ

ている団地があります。
申込みを検討している住戸の周辺における現在の活用状況を確認したい場合は、各管理センターにお問い合わせください。

駐　車　場

◎住宅によっては、新たに入居される方々が直ちに利用できるスペースが少なく、ご自分で住宅外の保管場所を確保していただく場合があります。
◎中層エレベータ設置の計画がある住宅、又は工事中の住宅等においては、駐車場の新規契約を停止している場合があります。
【募集時点において、一部の区画を停止している住宅】
千里古江台（吹田市）、寝屋川仁和寺（寝屋川市）、柏原芝山（柏原市）、八田荘（堺市中区）、槇塚台第1（堺市南区）、泉佐野佐野台（泉佐野市）、豊中島江（豊中市）、吹田高野台（吹田市）
【募集時点において、全ての区画を停止している住宅】
泉大津式内（泉大津市）、豊中上津島（豊中市）
【募集時点において、駐車場がない住宅】
高石加茂（高石市）

中層エレベータ設置

◎大阪府では、４階建て及び５階建ての住棟へのエレベータ設置を実施しています。
エレベータ設置の計画がある住宅やエレベータ設置工事中の住宅の住戸についても募集を行っており、工事中は、工事車両の通行や、騒音、振動、ほこり、臭気が発生するなど工事に伴う影響がありますので、お申込みの際にはご注意ください。また、住戸によっては、エレベータが設置されない場合があります。詳しくは、62ページをご覧ください。

府営住宅の市や町への移管について

◎大阪府では、住民サービスの向上につながるよう、市や町と府営住宅の移管について協議を行っています。
【大阪市への移管について】
大阪市内に所在する府営住宅は、大阪市と協議のうえ、平成27年８月１日より順次大阪市へ移管し、令和５年４月１日に移管が完了しました。
【大東市への移管について】
大東市内に所在する府営住宅は、大東市と協議のうえ、平成30年度より順次、大東市へ移管していくこととしています。このうち、大東深野住宅については、平成30年４月１日に、大東寺川住宅、大東北新町住宅及び大東南郷住宅については、令和４年４月１日に移管し、大東市営住宅となりました。
【門真市への移管について】
門真市内に所在する府営住宅は、門真市と協議のうえ、令和元年度より順次、門真市へ移管していくこととしています。このうち、門真住宅、門真千石西町住宅及び門真四宮住宅については、平成31年４月１日に、門真下馬伏住宅、門真北岸和田住宅、門真三ツ島住宅及び門真北島住宅については、令和６年４月１日に移管し、門真市営住宅となりました。
【池田市への移管について】
池田市内に所在する府営住宅は、池田市と協議のうえ、令和２年度より順次、池田市へ移管していくこととしています。このうち、池田神田住宅については、令和２年４月１日に移管し、池田市営住宅となりました。
◎移管後の旧府営住宅について、移管先の市以外にお住まいの府民の方々も応募できる住戸が移管先の市において一定設けられています。なお、大阪市と池田市にある移管後の旧府営住宅においては、市以外にお住まいの府民の方々が応募できる募集区分の設定を、府市協議の結果、令和６年度で終了しました。

総合募集の申込みから入居まで

申込書を郵送
又は電子申請
10月1日（水）～
10月15日（水）

○申込みは1世帯につき1通に限ります。2通以上申込みされた場合は申込みされた分のすべてが失格となります。
郵送による申込みと電子申請を重複して申込むことはできません。
重複して申込みされた場合は両方とも失格となります。
○郵送による申込みの場合は、指定の封筒と申込書をご使用ください。
○必要な事項が記載されていない申込書は、返送させていただく場合があります。
記入もれがないようご注意ください。

申込書の受付

○消印の日付や申込書の記載状況を確認します。
○令和７年10月15日までの郵便の消印のあるものが有効です。
申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

抽選番号のお知らせ
11月4日（火）ごろ

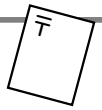

○申込書に付いているはがきを使用してお知らせします。
○電子申請の場合はメールでお知らせします。
○抽選番号のお知らせの送付日は、13～14ページをご覧ください。

公開抽選会
11月11日（火）

○申込みされる住宅により会場が異なりますので、13～14ページをご覧ください。
○参加は自由です。必ずしも参加する必要はありません。
抽選会の見学はどなたでもできます。
※電話での当落に関するお問合せにはお答えできません。
○抽選結果は、当日（14時から）所管の管理センター及び大阪府咲洲庁舎26階住宅経営室で閲覧できます。
また、所管の管理センターのホームページに掲載します。

抽選結果のお知らせ
11月14日（金）～
11月18日（火）ごろ

落選通知

当選通知＋
入居資格審査のご案内

○抽選結果は、当選・落選にかかわらずお知らせします。
○お知らせの送付日は、13～14ページをご覧ください。
落選者には、申込書に付いているはがき又はメールで通知します。
当選者（入居資格審査対象者）には、入居資格を確認するために必要な書類の提出についてのご案内を一緒に封書で送付します。

○抽選の結果、応募割れとなった住宅の受付（抽選）については、195～202ページをご覧ください。

審査書類の郵送
11月中旬～下旬ごろ

○書類の提出締切日にご注意ください。

⇩

入居資格審査

○提出していただいた書類により、入居資格を審査します。
※提出していただいた審査書類に不備等があった場合、入居時期が遅れることがあります。

⇩ **追加書類の請求**

○提出していただいた書類で確認できない事項があるときは、さらに書類の提出をお願いします。
※提出していただいた書類は返却いたしません。

入居資格審査結果のお知らせ
12月中旬以降

○入居資格が確認できない方は、失格となりますので、府営住宅に入居できません。

失格通知　合格通知

入居予定者として登録

○入居資格審査に合格されて初めて入居予定者となります。
※あき家の入居予定者については、令和８年１月または２月以降、順次入居のあっせんを行います。
なお、あき家の状況や審査の状況などにより、入居の時期が変わる場合があります。

入居案内

○入居のあっせんが決まりましたら、入居案内を郵送します。

入居説明
鍵交付

○入居案内の発送から2～3週間後、指定する日時、場所において入居に関する手続きをします。
○敷金は家賃の3ヵ月分です。
入居手続時に、納入していただきます。
○入居手続きを完了された方に、入居承認書と鍵をお渡しします（入居開始日から10日程度前）。
入居承認書に記載している入居開始日から、家賃が発生します。

入　　居

○入居開始日以後、おおむね2週間以内に入居していただきます。

公開抽選会一覧

※抽選会は、各管理センターにおいて公開にて行います。
※抽選会では、申込区分ごとに当選者及び補欠者を決定します。（補欠者は、当選者の失格や辞退

区　分		指定管理者・管理センター名	時　間
A	豊中市内・池田市内・吹田市内・箕面市内の府営住宅（東三国２丁目住宅を含む）	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター	午前10時00分～ 11時00分
B	高槻市内・茨木市内・摂津市内・島本町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅高槻管理センター	午前10時00分～ 11時00分
C	守口市内・枚方市内・寝屋川市内・大東市内・門真市内・四條畷市内・交野市内の府営住宅（大東朋来住宅・ペア大東朋来住宅を除く）	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅守口管理センター	午前10時00分～ 11時00分
D	東大阪市内の府営住宅及び大東朋来住宅・ペア大東朋来住宅	株式会社穴吹ハウジングサービス 大阪府営住宅布施管理センター	午前10時00分～ 11時00分
E	八尾市内・松原市内・柏原市内・羽曳野市内・藤井寺市内・富田林市内・河内長野市内・大阪狭山市内の府営住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅藤井寺管理センター	午前10時00分～ 11時00分
F	堺市（南区を除く）内・泉大津市内・和泉市内・高石市内・忠岡町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅堺東管理センター	午前10時00分～ 11時00分
G	堺市南区（泉北ニュータウン）内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅泉北管理センター	午前10時00分～ 11時00分
H	岸和田市内・貝塚市内・泉佐野市内・泉南市内・阪南市内・熊取町内・田尻町内・岬町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅岸和田管理センター	午前10時00分～ 11時00分

抽選日：令和７年11月11日(火)

などによる欠員を補充するため順位を定めて登録するものです。)

抽　選　会　場	最　寄　駅　等	抽選番号送付日	抽選結果送付日
千里朝日阪急ビル14階 2号会議室 豊中市新千里東町1丁目5番3号 (収容人数40名)	大阪モノレール「千里中央駅」 徒歩約1分 北大阪急行線「千里中央駅」 徒歩約4分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月18日ごろ
クロスパル高槻2階　201会議室 (高槻市立総合市民交流センター) 高槻市紺屋町1番2号 (収容人数40名)	阪急京都本線「高槻市駅」 徒歩約12分 JR京都線「高槻駅」徒歩約3分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月18日ごろ
守口文化センター３階　会議室2 守口市河原町８番22号 (収容人数24名)	京阪本線「守口市駅」 徒歩約2分 OsakaMetro谷町線「守口駅」 徒歩約8分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月18日ごろ
クレアホールふせ　小ホール 東大阪市足代北2丁目1-13-101 (収容人数30名)	近鉄奈良線・大阪線「布施駅」 徒歩約10分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月17日ごろ
パープルホール4階　中会議室A (藤井寺市立市民総合会館本館) 藤井寺市北岡１－２－３ (収容人数50名)	近鉄南大阪線「藤井寺駅」 徒歩約10分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月14日ごろ
サンスクエア堺A棟2階 第2会議室 堺市堺区田出井町2番1号 (収容人数25名)	JR阪和線「堺市駅」 徒歩約3分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月18日ごろ
大阪府営住宅泉北管理センター 堺市南区原山台1丁1番2号 イーストナニワビル3階 (収容人数12名)	南海泉北線「栂・美木多駅」 徒歩約2分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月18日ごろ
泉州ビル地下1階　会議室 岸和田市宮本町27-1 (収容人数15名)	南海本線「岸和田駅」 徒歩約6分	令和７年11月４日ごろ	令和７年11月18日ごろ

共通申込資格

府営住宅に申込みされる方は、次の（１）～（４）のすべての条件を満たしている必要があります。

（１）収入基準に合う方（入居予定者全員の収入が対象です。）

◎計算後の月収額が**158,000円以下の方**が、申込むことができます。

※計算後の月収額が158,000円を超える方でも、「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば、申込むことができます。

「裁量世帯」の詳しい説明については、16ページをご覧ください。

◎17ページの収入基準表（早見表）を参考として、収入基準に合うかどうかを確かめてください。

◎１世帯で２人以上の収入がある場合は、25～30ページを参考にし、31～32ページの月収額計算表で必ず計算してください。

（２）現在、住宅に困っている方

◎持ち家の方は、原則として申込むことができません。

ただし、府営住宅に入居時までに申込者及び府営住宅に同居しようとする方以外に所有権を移転されるなど、処分を予定している場合は、申込むことができます。

（３）申込時点において、申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている（勤務することが確実な場合を含む）方

◎住民票や勤務をしている又は勤務することが確実であることを証明する書類が、入居資格審査時に必要です。

◎勤務予定者は、募集期間末日より起算して2ヵ月以内に、大阪府内の事業所に勤務することが確実であることが必要です。

（４）過去に府営住宅に入居していた方については、現に家賃の未納がなく、かつ、規則で定める不正な使用（無断退去など）をしたことがないこと

※6ページの「申込みの無効・失格」及び7ページの「その他の注意事項」も必ずお読みください。

収入基準（裁量世帯）

裁量世帯

次の（1）～（9）に該当する世帯の方は、計算後の月収額が158,000円を超える場合でも、214,000円以下であれば、申込むことができます。

対象世帯	世帯要件
(1) 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が１級から４級までの方がいる世帯
(2) 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が１級又は２級の方又は同程度の障がいを有すると認められる方がいる世帯
(3) 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度がA又はB1の方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長等により判定された方がいる世帯
(4) 60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯。 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(5) 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
(6) 原子爆弾被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(7) 海外からの引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいる世帯
(8) ハンセン病療養所入所者等	申込本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
(9) 小学校就学前の子どもがいる世帯	同居者に、募集期間末日現在において、小学校就学前の子どもがいる世帯

（注）上記の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。

収入基準（収入基準表（早見表）・注意事項）

収入基準表は、収入のある方が１人と仮定し、同居及び扶養親族控除のみ考慮して計算したものです。他に特別控除がありますので、18～32ページを参考に収入基準に合うかどうか確かめてください。
特に、２人以上の方に収入がある場合には、25～30ページを参考にし、31～32ページの月収額計算表で必ず計算してください。

収入基準表（早見表）

※給与所得者及び年金所得者については、各種控除前の総収入金額です。

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得者の場合	2,967,999円 (3,887,999円) 以下	3,511,999円 (4,363,999円) 以下	3,995,999円 (4,835,999円) 以下	4,471,999円 (5,311,999円) 以下	4,947,999円 (5,787,999円) 以下	5,423,999円 (6,263,999円) 以下
年金所得者の場合（65歳未満）	3,028,015円 (3,924,015円) 以下	3,534,682円 (4,391,778円) 以下	4,041,349円 (4,838,837円) 以下	4,495,308円 (5,285,896円) 以下	4,942,367円 (5,732,955円) 以下	5,389,425円 (6,180,014円) 以下
年金所得者の場合（65歳以上）	3,096,011円 (3,924,015円) 以下	3,534,682円 (4,391,778円) 以下	4,041,349円 (4,838,837円) 以下	4,495,308円 (5,285,896円) 以下	4,942,367円 (5,732,955円) 以下	5,389,425円 (6,180,014円) 以下
その他の所得者の場合	1,896,000円 (2,568,000円) 以下	2,276,000円 (2,948,000円) 以下	2,656,000円 (3,328,000円) 以下	3,036,000円 (3,708,000円) 以下	3,416,000円 (4,088,000円) 以下	3,796,000円 (4,468,000円) 以下

※（　　）は裁量世帯の金額です。16ページの裁量世帯についてを参照してください。（特別控除は含んでいません。）

（注）収入基準の金額を超える方は、府営住宅に申込むことができませんので、大阪府特定公共賃貸住宅、公社住宅、UR住宅をご検討ください。電話番号は次のとおりです。

・特定公共賃貸住宅　１～２ページに掲載しているお問合せ先一覧のうち、特定公共賃貸住宅を所管する各管理センター（A、B、C、E、H）へお問合せください。

・公　社　住　宅　大阪府住宅供給公社　募集カウンター　06－6203－5454

・U　R　住　宅　独立行政法人都市再生機構　UR梅田営業センター　06－6346－3456

※電話をおかけになる時は、間違い電話のないようによく確認してください。

注意事項

① **所得としないもの**……生活保護の各種扶助、法律により※非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については、所得0（ゼロ）円で計算してください。

② **退職予定の場合**……申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、**以後無職無収入**となる人は、申込書に**退職予定**と記入（51～52ページ参照）のうえ、収入は0（ゼロ）円として計算してください。

③ **勤務することが確実な方の場合**……勤務開始後、まる1ヵ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。

④ **求職中の場合**……申込末日時点で職の決まっていない方は、収入を0（ゼロ）円として計算してください。

⑤ **無職無収入の場合**……高齢や身体に障がいがあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職（収入は0（ゼロ）円）で申込んでください。

⑥ **妊娠中で申込む場合**…妊娠中で申込む場合は、募集期間末日において出生していなければ、控除などの人数には含みません。

※次のものについては、所得金額に含みません。
・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病年金、障がい年金。
・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。
・短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得。
・生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。

収入基準（収入に関する証明書の見方）

収入に関する証明書の見方

源泉徴収票の見方

令和　　年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	中央区大手前2丁目	(受給者番号) (役職名) 氏名 (フリガナ) オオサカ　タロウ 大阪　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内 千 円 3 424 000	千 円 2 316 800	千 円	内 千 円

控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
	老人		特定	老人		その他				特別	その他	
有	従有	千 円	人	従人	内 人	従人	人	従人	人	内 人	人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 千 円	千 円	千 円	千 円

（受給者交付用）

支払者		
	住所(居所)又は所在地	
	氏名又は名称	(電話)

この金額を年間総収入金額として計算してください。

（注）上記の見方を参考にされる方は、前年1月1日以前から引続き勤務している方のみです。

年金振込通知書の見方

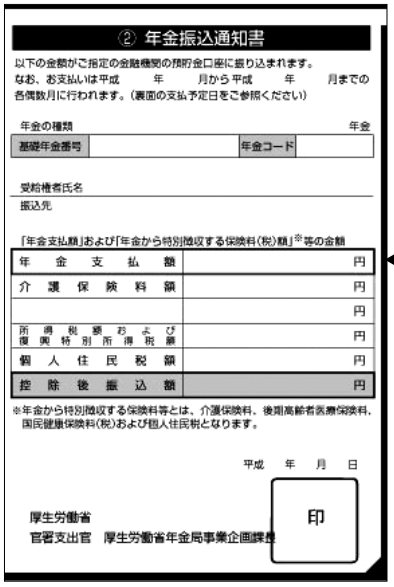

② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは平成　年　月から平成　年　月までの各偶数月に行われます。（裏面の支払予定日をご参照ください）

年金の種類　　年金

基礎年金番号		年金コード	

受給権者氏名
振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」※等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

平成　年　月　日

厚生労働省
官署支出官　厚生労働省年金局事業企画課長　印

この金額を6倍すると、年間受給額となります。
また2種類以上受給している場合は、その合計額です。

所得税確定申告書の見方

令和○年分の所得税の　　申告書B

所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑		⑦
	総合譲渡・一時 ㋐+{(㋑+㋒)×½}		⑧
	合計		⑨ 2300000

この金額を年間所得金額として計算してください。

（注）上記の見方を参考にされる方は、前年1月1日以前から引続き事業している方のみです。

収入基準（月収額の計算方法）

1．まず、年間総収入（所得）金額を計算します。

あなたは、給与所得者？年金所得者？その他の所得者？

●給与所得とは
給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得者でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

●年金所得とは
厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）による所得については、0円としてください。

●その他の所得とは
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

［収入がある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算してください。］

給与所得者の場合

就職時期など
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している場合
②現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、1年以上勤務している場合
③現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合
④現在の勤務先に就職してからまだ給与（1カ月分）を受けていない場合

年金所得者の場合

年金の受給期間
①1年以上引続き年金を受給している場合
②年金を受給してから1年に満たない場合

その他の所得者の場合

開業等の時期
①前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合
②前年1月2日以降に現在の事業を始めた場合

	計　算　の　し　か　た
	前年分の年間総収入金額 （源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額）
	勤務した翌月から12カ月間の総収入金額
	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額－賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}}$ ×12＋賞与
	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている１カ月分の給与×12

年間総収入金額

A

円

円

次へ

	計　算　の　し　か　た
	前年分の支払年金額。（年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額） ※２種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
	年金証書の支払年金額。（年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額） ※２種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額

年間総収入金額

B

円

円

次へ

	計　算　の　し　か　た
	前年分の年間所得金額
	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※**「A　給与所得者の場合」**を参考にしてください。

年間所得金額

C

円

次へ

注意事項

- **日雇労働者の場合**、給与所得者として賃金を受けている場合は**「A　給与所得者の場合」**で計算してください。また、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は**「C その他の所得者の場合」**で計算してください。
- **退職予定の場合**、申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、以後無職無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- **勤務することが確実な方の場合**、勤務開始後、１ヵ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ、入居できません。

2. 次に、年間総収入金額から年間所得金額を計算します。

給与所得者の場合

年間総収入金額

円

円

収入金額によって計算方法が異なります。

年間総収入金額	
551,000円未満	
551,000円以上	1,619,000円未満
1,619,000円以上	1,620,000円未満
1,620,000円以上	1,622,000円未満
1,622,000円以上	1,624,000円未満
1,624,000円以上	1,628,000円未満
1,628,000円以上	1,800,000円未満
1,800,000円以上	3,600,000円未満
3,600,000円以上	6,600,000円未満
6,600,000円以上	8,500,000円未満
8,500,000円以上	

年金所得者の場合

年間総収入金額

円

円

年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

年齢	年間総収
65歳以上	
	1,100,001円以上
	3,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上
64歳以下	
	600,001円以上
	1,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上

その他の所得者の場合

年間所得金額

円

年間給与所得金額		
年間給与所得金額 ＝ 0		
年間総収入金額 － 550,000円		-最高10万円※
年間給与所得 ＝ 1,069,000円		－10万円
年間給与所得 ＝ 1,070,000円		
年間給与所得 ＝ 1,072,000円		
年間給与所得 ＝ 1,074,000円		
年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A×0.6＋100,000円	
	A×0.7－ 80,000円	
	A×0.8－440,000円	
年間総収入金額 × 0.9 － 1,100,000円		
年間総収入金額 － 1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

A

年間給与所得金額

円

円

次へ

入金額	年間年金所得金額	
1,100,000円以下	年間年金所得金額 ＝ 0	
3,299,999円以下	年間総収入金額 － 1,100,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額 × 0.75 － 275,000円	－10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額 × 0.85 － 685,000円	
9,999,999円以下	年間総収入金額 × 0.95 － 1,455,000円	
600,000円以下	年間年金所得金額 ＝ 0	
1,299,999円以下	年間総収入金額 － 600,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額 × 0.75 － 275,000円	－10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額 × 0.85 － 685,000円	
9,999,999円以下	年間総収入金額 × 0.95 － 1,455,000円	

※10万円未満のときはその金額

B

年間年金所得金額

円

円

次へ

C

年間所得金額

円

次へ

3. 最後に、控除額を差し引いて月収額を計算します。

給与所得者の場合

年間給与所得金額

円

円

年金所得者の場合

年間年金所得金額

円

円

その他の所得者の場合

年間所得金額

円

控除の種類		控除対象となる方
同居及び扶養親族控除		入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族
特別控除	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方
	扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方
	障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など
	特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、１級又は２級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など
	寡婦（かふ）控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が５００万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方
	ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が４８万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が５００万円以下であること

※控除額を誤って計算されますと、収入基準に合わない場合がありますので、ご注意ください。

年間所得金額合計

円

控除額の合計

円

年間所得金額合計から控除額の合計を差し引いてください。

控除額の計算	控除額
1人につき 38万円 × 人 =	円
1人につき 10万円 × 人 =	円
1人につき 25万円 × 人 =	円
1人につき 27万円 × 人 =	円
1人につき 40万円 × 人 =	円
1人につき 最高27万円 × 人 = （左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額）	円
1人につき 最高35万円 × 人 = （左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額）	円
	円

控除後の年間所得金額　円 ÷12＝ 計算後の月収額　円

★計算後の月収額が
158,000円以下であれば申込むことができます。

※計算後の月収額が158,000円を超える方でも16ページの裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

※申込みにあたっては、他の申込資格を満たしている必要があります。

（申込資格については15、37～50ページをご参照ください。）

収入基準（月収額の計算例）

月収額の計算例 1 （給与所得者が2人の場合）

給与所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額
（なまえ）Ⓐ大阪太郎　百 十 万 千 百 十 円　3 8 5 0 0 0 0	（なまえ）Ⓑ大阪はるか　百 十 万 千 百 十 円　1 0 8 0 0 0 0

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
㋐ 551,000円未満	年間給与所得 ＝ 0		
㋑ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額－550,000円		-最高10万円※
㋒ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,069,000円		-10万円
㋓ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,070,000円		
㋔ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,072,000円		
㋕ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,074,000円		
㋖ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A×0.6＋100,000円	
㋗ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A×0.7－ 80,000円	
㋘ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8－440,000円	
㋙ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－1,100,000円		
㋚ 8,500,000円以上	年間総収入金額－1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

大阪はるか
1,080,000円－550,000円－100,000円
＝430,000円

大阪太郎
3,850,000円÷4000＝962.5円
（1円未満切り捨て）
962円×4000×0.8－440,000円－100,000円
＝2,538,400円

Ⓐの年間給与所得金額

百 十 万 千 百 十 円
2 5 3 8 4 0 0

＋

Ⓑの年間給与所得金額

百 十 万 千 百 十 円
4 3 0 0 0 0

＋

控除		① 同居及び扶養親族控除	〔入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 3 人＝ 114 万円
特別控除		② 老人控除対象配偶者控除 ③ 老人扶養控除	〔同一生計配偶者で70歳以上の方〕 〔扶養親族で70歳以上の方〕 10万円 × 人＝ 万円
特別控除		④ 扶養親族控除	〔扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方〕 25万円 × 1 人＝ 25 万円
特別控除		⑤ 障がい者控除	〔障がい者がいる場合〕 27万円 × 1 人＝ 27 万円
特別控除		⑥ 特別障がい者控除	〔特別障がい者がいる場合〕 40万円 × 人＝ 万円
特別控除		⑦ 寡婦控除	〔寡婦であって所得のある方〕 最高27万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が27万円未満のときはその額）
特別控除		⑧ ひとり親控除	〔ひとり親であって所得のある方〕 最高35万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が35万円未満のときはその額）

妻・長女・長男
（本人は除く）

長男（高校生・16歳）

長男（身体障がい者4級）

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が１級又は２級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が１級の方をいいます。

例
大阪太郎さんの場合

- 本人（59歳）（大阪太郎さん）　年間総収入金額　3,850,000円（会社員）
- 妻　（55歳）（大阪花子さん）　年間総収入金額　0円（無　職）
- 長女（25歳）（大阪はるかさん）　年間総収入金額　1,080,000円（会社員）
- 長男（16歳）（大阪一郎さん）　年間総収入金額　0円（高校生）

年金所得者記入欄

年間総収入金額
（な　ま　え）　百　十　万　千　百　十　円 Ⓒ

年間総収入金額
（な　ま　え）　百　十　万　千　百　十　円 Ⓓ

その他の所得者記入欄

年間所得金額
（な　ま　え）　百　十　万　千　百　十　円 Ⓔ

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㋐ 110万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 110万円を超え 330万円未満	（A）－110万円	－最高 10万円※
	㋒ 330万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
64歳以下の方	㋐ 60万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 60万円を超え 130万円未満	（A）－60万円	－最高 10万円※
	㋒ 130万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

※その他の所得はこのままです。

Ⓒの年間年金所得金額　百　十　万　千　百　十　円

＋

Ⓓの年間年金所得金額　百　十　万　千　百　十　円

＋

Ⓔの年間所得金額　百　十　万　千　百　十　円

Ⓐ～Ⓔを合計します。

百　十　万　千　百　十　円
2　9　6　8　4　0　0

申込世帯全員の年間総所得金額

百　十　万　千　百　十　円
1　6　6　0　0　0　0

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百　十　万　千　百　十　円
1　3　0　8　4　0　0

÷12＝

申込世帯の月収額
十　万　千　百　十　円
1　0　9　0　3　3

⇑

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申　込　世　帯　の　計　算　後　の　月　収　額
158,000円以下の方　※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

月収額の計算例 2 （給与所得者と年金所得者がいる場合）

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
（なまえ）Ⓐ大阪太郎	百 十 万 千 百 十 円 4 8 0 0 0 0 0	（なまえ）Ⓑ	百 十 万 千 百 十 円

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
㋐ 551,000円未満	年間給与所得 ＝ 0		
㋑ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額－550,000円		－最高10万円※
㋒ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,069,000円		－10万円
㋓ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,070,000円		
㋔ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,072,000円		
㋕ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,074,000円		
㋖ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A×0.6＋100,000円	
㋗ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A×0.7－ 80,000円	
㋘ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8－440,000円	
㋙ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－1,100,000円		
㋚ 8,500,000円以上	年間総収入金額－1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

大阪太郎
4,800,000円÷4000＝1,200円
（1円未満切り捨て）
1,200円×4000×0.8－440,000円－100,000円
＝3,300,000円

Ⓐの年間給与所得金額

百 十 万 千 百 十 円
3 3 0 0 0 0 0

＋

Ⓑの年間給与所得金額

百 十 万 千 百 十 円

＋

控除	① 同居及び扶養親族控除	〔入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 3 人＝ 114 万円	妻・長女・母（本人は除く）
特別控除	② 老人控除対象配偶者控除 ③ 老人扶養控除	〔同一生計配偶者で70歳以上の方〕 〔扶養親族で70歳以上の方〕 10万円 × 1 人＝ 10 万円	母（80歳）
特別控除	④ 扶養親族控除	〔扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方〕 25万円 × 1 人＝ 25 万円	長女（大学生・19歳）
特別控除	⑤ 障がい者控除	〔障がい者がいる場合〕 27万円 × 1 人＝ 27 万円	母（身体障がい者4級）
特別控除	⑥ 特別障がい者控除	〔特別障がい者がいる場合〕 40万円 × 人＝ 万円	
特別控除	⑦ 寡婦控除	〔寡婦であって所得のある方〕 最高27万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が27万円未満のときはその額）	
特別控除	⑧ ひとり親控除	〔ひとり親であって所得のある方〕 最高35万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が35万円未満のときはその額）	

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が１級又は２級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が１級の方をいいます。

例
大阪太郎さんの場合

- 本人（53歳）（大阪太郎さん）　年間総収入金額　4,800,000円（会社員）
- 妻　（52歳）（大阪花子さん）　年間総収入金額　0円（無　職）
- 長女（19歳）（大阪はるかさん）　年間総収入金額　0円（大学生）
- 母　（80歳）（大阪ヨシ子さん）　年間総収入金額　840,000円（年　金）

年金所得者記入欄

年間総収入金額
（なまえ）Ⓒ大阪ヨシ子　百 十 万 千 百 十 円　8 4 0 0 0 0

年間総収入金額
（なまえ）Ⓓ　百 十 万 千 百 十 円

その他の所得者記入欄

年間所得金額
（なまえ）Ⓔ　百 十 万 千 百 十 円

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㋐ 110万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 110万円を超え 330万円未満	（A）－110万円	－最高 10万円※
	㋒ 330万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
64歳以下の方	㋐ 60万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 60万円を超え 130万円未満	（A）－60万円	－最高 10万円※
	㋒ 130万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

※その他の所得はこのままです。

Ⓒの年間年金所得金額　百 十 万 千 百 十 円　0　＋

Ⓓの年間年金所得金額　百 十 万 千 百 十 円　＋

Ⓔの年間所得金額　百 十 万 千 百 十 円

Ⓐ～Ⓔを合計します。

百 十 万 千 百 十 円　3 3 0 0 0 0 0　申込世帯全員の年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円　1 7 6 0 0 0 0　申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百 十 万 千 百 十 円　1 5 4 0 0 0 0　÷12＝　申込世帯の月収額　十 万 千 百 十 円　1 2 8 3 3 3

⇑

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方　※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

月収額の計算例 3 （給与所得者とその他所得者がいる場合）

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
（なまえ）Ⓐ大阪花子	百 十 万 千 百 十 円 9 9 0 0 0 0	（なまえ）Ⓑ	百 十 万 千 百 十 円

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
㋐ 551,000円未満	年間給与所得 ＝ 0		
㋑ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額－550,000円		－最高10万円※
㋒ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,069,000円		－10万円
㋓ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,070,000円		
㋔ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,072,000円		
㋕ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 ＝ 1,074,000円		
㋖ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A×0.6＋100,000円	
㋗ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A×0.7－ 80,000円	
㋘ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8－440,000円	
㋙ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－1,100,000円		
㋚ 8,500,000円以上	年間総収入金額－1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

大阪花子
990,000円－550,000円－100,000円
＝340,000円

Ⓐの年間給与所得金額

百 十 万 千 百 十 円
3 4 0 0 0 0

＋

Ⓑの年間給与所得金額

百 十 万 千 百 十 円

＋

控除	① 同居及び扶養親族控除	〔入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 4 人＝ 152 万円	妻・長男・二男・長女（本人は除く）
特別控除	② 老人控除対象配偶者控除 ③ 老人扶養控除	〔同一生計配偶者で70歳以上の方〕 〔扶養親族で70歳以上の方〕 10万円 × 人＝ 万円	
特別控除	④ 扶養親族控除	〔扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方〕 25万円 × 1 人＝ 25 万円	長男（高校生・16歳）
特別控除	⑤ 障がい者控除	〔障がい者がいる場合〕 27万円 × 人＝ 万円	
特別控除	⑥ 特別障がい者控除	〔特別障がい者がいる場合〕 40万円 × 人＝ 万円	
特別控除	⑦ 寡婦控除	〔寡婦であって所得のある方〕 最高27万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が27万円未満のときはその額）	
特別控除	⑧ ひとり親控除	〔ひとり親であって所得のある方〕 最高35万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が35万円未満のときはその額）	

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が１級又は２級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が１級の方をいいます。

例
大阪太郎さんの場合

- 本人（50歳）（大阪太郎さん）　年間総収入金額　2,500,000円（自営業）
- 妻　（45歳）（大阪花子さん）　年間総収入金額　990,000円（パート）
- 長男（16歳）（大阪一郎さん）　年間総収入金額　0円（高校生）
- 二男（14歳）（大阪次郎さん）　年間総収入金額　0円（中学生）
- 長女（12歳）（大阪はるかさん）　年間総収入金額　0円（小学生）

年金所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額
（なまえ）Ⓒ　百 十 万 千 百 十 円	（なまえ）Ⓓ　百 十 万 千 百 十 円

その他の所得者記入欄

年間所得金額
（なまえ）Ⓔ大阪太郎　百 十 万 千 百 十 円　2 5 0 0 0 0 0

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㋐ 110万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 110万円を超え 330万円未満	（A）－110万円	－最高10万円※
	㋒ 330万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
64歳以下の方	㋐ 60万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 60万円を超え 130万円未満	（A）－60万円	－最高10万円※
	㋒ 130万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

※その他の所得はこのままです。

Ⓒの年間年金所得金額　百 十 万 千 百 十 円

＋

Ⓓの年間年金所得金額　百 十 万 千 百 十 円

＋

Ⓔの年間所得金額　百 十 万 千 百 十 円　2 5 0 0 0 0 0

Ⓐ～Ⓔを合計します。

百 十 万 千 百 十 円　2 8 4 0 0 0 0

申込世帯全員の年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円　1 7 7 0 0 0 0

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百 十 万 千 百 十 円　1 0 7 0 0 0 0　÷12＝

申込世帯の月収額　十 万 千 百 十 円　8 9 1 6 6

⇑

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方　※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

収入基準（月収額計算表）

入居予定者全員の収入を確かめて、月収額を計算してください。
所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収額を

給与所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額	年間総収入金額
（なまえ）百 十 万 千 百 十 円 Ⓐ	（なまえ）百 十 万 千 百 十 円 Ⓑ	（なまえ）百 十 万 千 百 十 円 Ⓒ

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額		年間給与所得金額		
㋐ 551,000円未満		年間給与所得＝0		
㋑ 551,000円以上	1,619,000円未満	年間総収入金額－550,000円		－最高10万円※
㋒ 1,619,000円以上	1,620,000円未満	年間給与所得＝1,069,000円		－10万円
㋓ 1,620,000円以上	1,622,000円未満	年間給与所得＝1,070,000円		
㋔ 1,622,000円以上	1,624,000円未満	年間給与所得＝1,072,000円		
㋕ 1,624,000円以上	1,628,000円未満	年間給与所得＝1,074,000円		
㋖ 1,628,000円以上	1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	A×0.6＋100,000円	
㋗ 1,800,000円以上	3,600,000円未満		A×0.7－ 80,000円	
㋘ 3,600,000円以上	6,600,000円未満		A×0.8－440,000円	
㋙ 6,600,000円以上	8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－1,100,000円		
㋚ 8,500,000円以上		年間総収入金額－1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

Ⓐの年間給与所得金額	＋	Ⓑの年間給与所得金額	＋	Ⓒの年間給与所得金額
百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円

控除	① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円 × 人＝ 万円	
特別控除	② 老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円 × 人＝ 万円	
	③ 老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方		
	④ 扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円 × 人＝ 万円	
	⑤ 障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円 × 人＝ 万円	
	⑥ 特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第３項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、１級に該当する方	40万円 × 人＝ 万円	
	⑦ 寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	最高27万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が27万円未満のときはその額）	
	⑧ ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること	最高35万円 × 人＝ 万円 （計算後の所得額が35万円未満のときはその額）	

計算してください。

年金所得者記入欄

年間総収入金額	
（な　ま　え） Ⓓ	百　十　万　千　百　十　円

年間総収入金額	
（な　ま　え） Ⓔ	百　十　万　千　百　十　円

その他の所得者記入欄

年間所得金額	
（な　ま　え） Ⓕ	百　十　万　千　百　十　円

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㋐ 110万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 110万円を超え 330万円未満	（A）－110万円	－最高 10万円※
	㋒ 330万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

受給者の年齢	年間総収入金額（A）	年間年金所得金額	
64歳以下の方	㋐ 60万円以下	年間年金所得＝0	
	㋑ 60万円を超え 130万円未満	（A）－60万円	－最高 10万円※
	㋒ 130万円以上 410万円未満	（A）×0.75－27万5千円	－10万円
	㋓ 410万円以上 770万円未満	（A）×0.85－68万5千円	
	㋔ 770万円以上 1,000万円未満	（A）×0.95－145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

※その他の所得はこのままです。

Ⓓの年間年金所得金額　百　十　万　千　百　十　円

＋

Ⓔの年間年金所得金額　百　十　万　千　百　十　円

＋

Ⓕの年間所得金額　百　十　万　千　百　十　円

Ⓐ～Ⓕを合計します。

百　十　万　千　百　十　円

申込世帯全員の年間総所得金額

百　十　万　千　百　十　円

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百　十　万　千　百　十　円　÷12＝

申込世帯の月収額
十　万　千　百　十　円

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申　込　世　帯　の　計　算　後　の　月　収　額
158,000円以下の方　※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

応募区分別申込資格（一覧表）

※年齢については、募集期間末日現在（子育て世帯を除く）での満年齢です。
※申込資格の詳細については、各応募区分の該当のページをご確認ください。
※優先枠の申込資格に該当しない方は、一般世帯向け募集のみ、申込みができます。(単身者を除く)

世帯の種別		同居又は同居しよう			
		高齢者世帯	ひとり親世帯	障がい者世帯	ハンセン病療養所入所者等の世帯
共通申込資格 (15ページ参照)		①収入基準に合う方（入居予定者全員の収入が対象です。） ②現在、住宅に困っている方 ③申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている（勤務することが確実な場合を含む）方 ④過去に府営住宅に入居していた方については、現に家賃の未納がなく、かつ、規則で定める不正な使			
一般世帯向け (37ページ参照)		**申込可**	**申込可**	**申込可**	**申込可**
優先枠の申込資格	**新婚・子育て世帯向け** (37ページ参照)		ひとり親世帯であっても子育て世帯の要件に該当する場合は、応募可		
	福祉世帯向け (38～40ページ参照)	申込者本人が60歳以上の方で次のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯 ①配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方を含む） ②18歳未満の児童 ③60歳以上の方	次のいずれかにあてはまり、20歳未満の児童を扶養している世帯 ①死別・離婚又は婚姻によらないで母若しくは父となった方 ②配偶者の生死が1年以上明らかでない方 ③配偶者から1年以上遺棄されている方 ④母子世帯等に準じる状況にある世帯 ⑤その他	申込者本人又は同居しようとする親族に次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①身体障がい者世帯 ②精神障がい者世帯 ③知的障がい者世帯 ④結核回復者世帯	申込者本人又は同居しようとする親族に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

※DV被害者の世帯においては、募集期間末日現在で20歳以上の方を扶養していても「福祉世帯向け」で申込めます。

と　す　る　親　族　が　あ　る　方			単身者 （49～50ページ参照）
犯罪被害者等の世帯	新婚世帯	子育て世帯（ひとり親世帯であっても要件に該当する場合は応募可）	
用（無断退去など）をしたことがないこと			
申込可	**申込可**	**申込可**	**申込不可**
	申込者本人及び配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方及び婚約者を含む）が40歳未満であり、次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①既婚者については、婚姻の届出が令和６年10月１日以降である方（内縁関係にある方は、同居することとなった日が令和６年10月１日以降であること。パートナーシップ関係にある方は、大阪府又は他の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明する書類を発行した日が令和６年10月１日以降であること） ②婚約者との申込みについては、申込日に婚約中で、婚姻する日が新築募集は入居予定月から1ヵ月以内、あき家募集は令和８年10月15日までの方	現在同居しているか、又は同居しようとする18歳以下（18歳に達する日以降最初の３月31日まで）の子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族からなる世帯	
申込者本人又はその同居しようとする親族が次の①～③の全てに該当する世帯 ①府内における殺人、放火、不同意性交の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内の方 ②その犯罪により従前の住居に居住することが困難となった方 ③犯罪被害状況について確認できる方			次のいずれかに該当する方 ①年齢が60歳以上の方 ②身体障がい者（1級から4級までの方） ③精神障がい者 ④知的障がい者 ⑤戦傷病者（特別項症から第６項症までと第１款症の方） ⑥原子爆弾被爆者 ⑦生活保護受給者等 ⑧海外からの引揚者 ⑨ハンセン病療養所入所者等 ⑩DV被害者

応募区分別申込資格（一覧表）つづき

※年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。
※申込資格の詳細については、各応募区分の該当のページをご確認ください。
※優先枠の申込資格に該当しない方は、一般世帯向け募集のみ、申込みができます。(単身者を除く)

世帯の種別		同居又は同居しようとする			
		高齢者世帯	ひとり親世帯	障がい者世帯	ハンセン病療養所入所者等の世帯
共通申込資格 (15ページ参照)		①収入基準に合う方（入居予定者全員の収入が対象です。） ②現在、住宅に困っている方 ③申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている（勤務することが確実な場合を含む）方 ④過去に府営住宅に入居していた方については、現に家賃の未納がなく、かつ、規則に定める不正な使			
一般世帯向け (37ページ参照)		申込可	申込可	申込可	申込可
優先枠の申込資格	親子近居向け (41～44ページ参照) ※子ども世帯に資格のある世帯又は親世帯に資格のある世帯も申込可	(親世帯の申込資格) 申込者本人が60歳以上の方で次のいずれかの親族とのみ同居している世帯 ①配偶者（内縁関係にある方・パートナーシップ関係にある方を含む） ②18歳未満の児童 ③60歳以上の方		(親世帯・子世帯の申込資格) 申込者本人又は同居親族に次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①身体障がい者世帯 ②精神障がい者世帯 ③知的障がい者世帯 ④結核回復者世帯 ⑤ハンセン病療養所入所者等の世帯	
	シルバーハウジング (45～46ページ参照)	・シルバーハウジングは、65歳以上の親族からなる高齢者2人の世帯（配偶者は60歳以上で可） ・ふれあいシルバーハウジングは、60歳以上の親族からなる高齢者2人の世帯（夫婦の一方が60歳以上で可）			
	車いす常用者世帯向け (47～48ページ参照)			身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳所持者で、下肢又は体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者のいる世帯	

と す る 親 族 が あ る 方			単身者 （49～50ページ参照）
犯罪被害者等の世帯	新婚世帯	子育て世帯（ひとり親世帯であっても要件に該当する場合は応募可）	
用（無断退去など）をしたことがないこと			
申込可	**申込可**	**申込可**	**申込不可**
		（子世帯の申込資格） 2人以上の親族で構成される世帯であって、同居者に18歳以下（18歳に達する日以降最初の３月31日まで）の子どもがいる世帯	（親世帯・子世帯の申込資格） 次のいずれかに該当する方 ①年齢が60歳以上の方 ②身体障がい者（1級から4級までの方） ③精神障がい者 ④知的障がい者 ⑤戦傷病者（特別項症から第６項症までと第１款症の方） ⑥原子爆弾被爆者 ⑦生活保護受給者等 ⑧海外からの引揚者 ⑨ハンセン病療養所入所者等 ⑩DV被害者
			・シルバーハウジングについては、65歳以上の単身者世帯 ・ふれあいシルバーハウジングについては、60歳以上の単身者世帯
			「福祉世帯向け」の単身者要件を満たし、かつ、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳所持者で、下肢又は体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者

応募区分別申込資格

一般世帯向け

府営住宅に申込むためには、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

申込資格

◎同居又は同居しようとする親族がある方

※内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方婚約者のある方も申込むことができます。（７ページ参照）

新婚・子育て世帯向け

新婚・子育て世帯向けに申込むためには、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

新婚世帯

申込者本人及び配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方及び婚約者を含む）が募集期間末日現在において**40歳未満**であり、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方がいる世帯

（１）既婚者については、婚姻の届出が令和６年10月１日以降である方

（内縁関係にある方は、同居することとなった日が令和６年10月１日以降であること。パートナーシップ関係にある方は、大阪府又は他の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明する書類を発行した日が令和６年10月１日以降であること）。

（２）婚約者との申込みについては、申込時点で婚約中で、

・新築募集……婚姻する日が入居予定時期から１ヵ月以内までの方

・あき家募集……婚姻する日が令和８年10月15日までの方

※その他の注意事項（7ページ参照）をご確認ください。

子育て世帯（ひとり親世帯であっても要件に該当する場合は応募可）

次の（３）に該当する世帯

（３）現在同居しているか、又は同居しようとする18歳以下（18歳に達する日以降最初の３月31日まで）の子どもを含む親子を中心とした２人以上の親族からなる世帯

福祉世帯向け

福祉世帯向けに申込むためには、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

▌高齢者世帯

申込者本人が募集期間末日現在で60歳以上の方であって、次の（１）～（３）のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯

（１）配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方を含む）

（２）18歳未満の児童（世帯を不自然に分割した方を除く）

（３）60歳以上の方

（注）同居される方の中に、上の（１）～（３）のいずれにもあてはまらない方がおられる場合には、高齢者世帯とはみなしません。

なお、年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

▌ひとり親世帯

申込時点で次の（１）～（５）のいずれかにあてはまり、募集期間末日現在で20歳未満の児童を扶養している世帯

（１）死別若しくは離婚又は婚姻によらないで母若しくは父となった方

（ア）配偶者と死別した方であって、現に婚姻をしていない方

（イ）離婚した方であって、現に婚姻をしていない方

（ウ）婚姻によらないで母又は父となった方であって、現に婚姻をしていない方

（２）配偶者の生死が１年以上明らかでない方

（警察へ行方不明者届の届出をしている場合）

（３）配偶者から１年以上遺棄されている方

（住民票上１年以上配偶者と離れている場合）

（４）母子世帯等に準じる状況にある世帯

配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合の証明書については、「DV被害者要件」（50ページ参照）をご覧ください。

（注）証明書については、入居資格審査時に提出していただきます。

（５）その他

（ア）配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方

（イ）配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方

（ウ）配偶者が法令により１年以上拘禁され、長期にわたってその扶養を受けられない方

（注-1）上記（２）、（３）、（５）－（ウ）の基準となる日は、募集期間の末日です。

（注-2）20歳未満の児童であっても、年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）でなければ、扶養していることになりませんので、ご注意ください。

（注-3）DV被害者の世帯においては、募集期間末日現在で20歳以上の方を扶養していても申込めます。（詳細50ページ「DV被害者要件」）

障がい者世帯

２人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又は同居しようとする親族に次の（１）～（４）のいずれかに該当する方がいる世帯

（１）身体障がい者世帯
身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方

（２）精神障がい者世帯
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

（３）知的障がい者世帯
療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長等により判定された方

（４）結核回復者世帯
結核による長期療養が必要な方で、日常生活が制限され、かつ、入居時までに退院可能な方又は申込日において退院後３年を経過していない方

（注）上記（１）、（２）、（３）については、募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。

ハンセン病療養所入所者等の世帯

申込者本人又は同居しようとする親族に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

犯罪被害者等の世帯

２人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又はその同居しようとする親族が次の（１）～（３）のすべてに該当する世帯

（１）府内における殺人、放火、不同意性交等の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内（募集期間末日現在）の方

（２）（１）の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方

（３）（１）の犯罪被害状況について確認できる方

（注）上記（１）には、危険運転致死を含む

単身者、DV被害者

単身申込資格については「単身者資格要件」(49～50ページ参照) をご覧ください。

DV被害者申込資格については「DV被害者要件」(50ページ参照) をご覧ください。

注意事項	・高齢者・障がい者向けに対応した設備改善は行っておりません。 ・入居後にご自身で設備改善をしたい場合は、事前に各管理センターまでお問合せください。 なお、改善内容によっては、認められない場合もあります。

親子近居向け

親世帯又は子世帯が、日常のふれあいや援助ができるよう、お互いに近くに住むことを希望される方を対象とした募集です。

親子近居向けに申込むためには、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

ただし、申込世帯又は相手世帯が府営住宅に入居している場合は、次の（１）、（２）に該当するときは、申込みできません。

（１）当該住宅が３寝室で、双方の世帯の人数の合計が３人以下となるとき。

（２）当該住宅が４寝室で、双方の世帯の人数の合計が５人以下となるとき。

※この応募区分に申込むときは、「相手世帯の居住状況調査書」（178ページ）に必要事項を記入し、必ず申込書と一緒に同封して申込んでください。（電子申請は行っていません。）

※府が指定する地域の詳細については、指定地域一覧表（43～44ページ）をご覧ください。

親世帯が申込む場合（親世帯（申込世帯）の資格）

募集している府営住宅の近く（府が指定する地域内）に、子世帯が１年以上住んでいる場合であって、当該府営住宅に入居を希望される方（基準となる日は、募集期間の末日です。）

（１）高齢者世帯

申込者本人が60歳以上の方であって、次の①～③のいずれかの親族とのみ同居している世帯

① 配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方を含む）

② 18歳未満の児童（世帯を不自然に分割した方を除く）

③ 60歳以上の方

（注）年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

（２）障がい者世帯

２人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又は同居親族に次の①～⑤のいずれかに該当する方がいる世帯

① 身体障がい者世帯

身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方

② 精神障がい者世帯

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

③ 知的障がい者世帯

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長等により判定された方

④ 結核回復者世帯

結核による長期療養が必要な方で、日常生活が制限され、かつ、入居時までに退院可能な方又は申込日において退院後３年を経過していない方

⑤ ハンセン病療養所入所者等の世帯

平成８年３月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

（３）単身者、DV被害者

単身申込資格については、「単身者資格要件」（49～50ページ参照）をご覧ください。

DV被害者申込資格については、「DV被害者要件」（50ページ参照）をご覧ください。

（４）子ども世帯に資格のある世帯

2人以上の親族で構成する親世帯であって、子世帯が42ページに記載している子世帯が申込む場合の資格のうち（１）、（１）に該当する単身者、（２）及び（３）のいずれかの要件を満たしていること

（注）上記（２）－①、②、③、については、募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。

▌子世帯が申込む場合（子世帯（申込世帯）の資格）

募集している府営住宅の近く（府が指定する地域内）に、親世帯が１年以上住んでいる場合であって、当該府営住宅に入居を希望される方（基準となる日は、募集期間の末日です。）

（１）障がい者世帯

2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又は同居親族に次の①～⑤のいずれかに該当する方がいる世帯

① 身体障がい者世帯

身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方

② 精神障がい者世帯

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

③ 知的障がい者世帯

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長等により判定された方

④ 結核回復者世帯

結核による長期療養が必要な方で、日常生活が制限され、かつ、入居時までに退院可能な方又は申込日において退院後3年を経過していない方

⑤ ハンセン病療養所入所者等の世帯

平成８年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

（２）子育て世帯（ひとり親世帯であっても要件に該当する場合は応募可）

2人以上の親族で構成される世帯であって、同居者に18歳以下（18歳に達する日以降最初の３月31日まで）の子どもがいる世帯

（３）単身者、DV被害者

単身申込資格については「単身者資格要件」（49～50ページ参照）をご覧ください。

DV被害者申込資格については、「DV被害者要件」（50ページ参照）をご覧ください。

（４）親世帯に資格のある世帯

2人以上の親族で構成する子世帯であって、親世帯が41～42ページに記載している親世帯が申込む場合の資格のうち（１）、（２）、（２）に該当する単身者及び（３）のいずれかの要件を満たしていること

（注）上記（１）－①、②、③、については、募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。

▌親子近居向け募集　指定地域一覧表

○ この表で住宅ごとに指定する地域内（下表）に、

市区町村	申込区分	住宅名	指定地域	
茨　木　市	4107-20-0405-53	茨木郡山	茨木市	五日市1・2、五日市緑町、上野町、春日1～5、上郡1・2、上穂積、上穂積1～4、上穂東町、北春日丘1～4、郡1～5、郡山1·2、道祖本、紫明園、清水1、下穂積3、下井町、宿川原町、宿久庄1～3・5、新郡山1・2、豊川1～5、豊原町、中河原町、中穂積、中穂積1～3、西安威1・2、西田中町、西豊川町、西福井1～4、西穂積町、畑田町、東福井1・2、藤の里1・2、松下町、見付山1・2、南安威2・3、南春日丘1～7、南耳原1・2、南清水町、耳原1～3、美穂ヶ丘、室山1・2
寝屋川市	4509-12-0505-53	寝屋川秦	寝屋川市	池の瀬町、太秦桜が丘、太秦高塚町、太秦中町、太秦東が丘、太秦元町、太秦緑が丘、打上元町、打上中町、打上新町、打上高塚町、打上宮前町、打上南町、明和1・2、高倉1・2、小路北町、梅が丘1、寝屋北町、寝屋新町、寝屋1・2、寝屋南1・2、宇谷町、大谷町、寝屋川公園、音羽町、川勝町、管相塚町、楠根北町、楠根南町、国松町、香里本通町、香里南之町、郡元町、寿町、幸町、境橋町、桜木町、末広町、田井町、田井西町、高宮1・2、高宮あさひ丘、高宮栄町、高宮新町、豊野町、成田町、成田西町、成田東町、成田東が丘、成田南町、秦町、初町、早子町、八幡台、東香里園町、平池町、本町、三井が丘1～5、美井町、美井元町、三井南町、緑町、明徳1・2、八坂町
			交野市	星田北6～9
			枚方市	高田1·2、香里園町、香里園東之町、香里ヶ丘9～11、茄子作5、東香里1～3、東香里新町、東香里南町、東香里元町
東大阪市	5717-03-0303-53	東大阪春宮	東大阪市	荒本、荒本北、荒本新町、荒本西1～4、稲田三島町、稲田上町1・2、稲田新町1～3、稲田本町1～3、稲葉1・2・4、岩田町1・4～6、瓜生堂1・3、川田1・2、川俣1・3、川俣本町、楠根1～3、新鴻池町、鴻池元町、鴻池町2、小阪3、古箕輪1、七軒家、島之内1・2、下小阪5、新家、新家中町、新家西町、新庄、新庄西、新庄東、新庄南、角田1～3、中鴻池町1～3、中新開1·2、長田·長田内介、長田中1～5、長田西1～6、長田東1～5、中野、西岩田1～4、西鴻池町2·3、西堤1・2、西堤学園町1～3、西堤本通西3、西堤本通東1～3、菱江、菱江1～3、菱屋東、菱屋東1・2、本庄、本庄東、本庄中1・2、本庄西1～3、御厨1～5、御厨西ノ町1・2、御厨栄町2～4、御厨中1・2、御厨東1・2、御厨南1～3、三島、南鴻池町1・2、箕輪、横枕、横枕西、横枕南、吉田下島、吉原1·2、若江西新町1
河内長野市	4606-06-0204-53	河内長野木戸	河内長野市	あかしあ台1・2、市町、小山田町、菊水町、北貴望ヶ丘、木戸、木戸西町、木戸東町、桐ヶ丘、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田台町、千代田南町、西之山町、原町、古野町、本多町、松ヶ丘中町、松ヶ丘西町、松ヶ丘東町、南貴望ヶ丘、向野町
			富田林市	嬉、彼方、金剛伏山台、須賀、廿山、廿山2、寺地台2～4、錦織、錦織北1～3、錦織中1・2、錦織東1～3、錦織南1・2、伏見堂、伏山、不動ヶ丘町、横山
			大阪狭山市	茱萸木7・8、東茱萸木3・4

近居しようとする相手世帯が、１年以上居住していることが必要です。

市区町村	申込区分	住宅名	指定地域	
堺市北区	3101-15-0107-53	浅香山	堺市北区	南花田町、新金岡町1～4、長曽根町、黒土町、蔵前町、船堂町、新堀町1・2、北花田町1～4、常盤町1～3、東浅香山町1～4、奥本町1・2、宮本町、大豆塚町1・2、東雲東町1～4、北長尾町1～8、中長尾町1～4、南長尾町1～5、東三国ヶ丘町1～5
			堺市堺区	東雲西町1～4、浅香山町1～3、田出井町、香ヶ丘町1～5、遠里小野町2～4、砂道町2・3、高須町2・3、北清水町2・3、南清水町2・3、錦綾町2・3、今池町1～6、北田出井町1～3、中田出井町1～3、南田出井町1～4、北三国ヶ丘町1～8、中三国ヶ丘町3～7、向陵西町1～3、向陵中町1・3・5
			大阪市住吉区	遠里小野1～3・5～7、山之内1～5、南住吉4、我孫子西2、我孫子2～5、我孫子東1～3、山之内元町、杉本1～3、浅香1・2、苅田3～10、庭井1・2
			大阪市東住吉区	公園南矢田4、矢田7
			松原市	天美西1～8、天美東8・9、天美南5・6、天美我堂1～7、北新町4～6
堺市南区	3160-02-0210-53	若松台第1	堺市南区	泉田中、大庭寺、片蔵、釜室、小代、高倉台1～4、竹城台1～4、茶山台1～3、栂、富蔵、土佐屋台、豊田、庭代台1～4、原山台1～5、晴美台2・3、檜尾、深阪南、槇塚台1・2、三木閉、三原台1～4、宮山台1～4、桃山台1～4、若松台1～3、和田、和田東
			堺市中区	田園、深阪１～６
岸和田市	3212-08-0301-53	岸和田田治米	岸和田市	池尻町、今木町、大町、大町1・3・4、岡山町、尾生町3・4、額原町、包近町、小松里町、下池田町、下池田町1～3、多治米町、西大路町、東大路町、東ヶ丘町、摩湯町、三田町、箕土路町1～3
			和泉市	芦部町、あゆみ野1·2、池田下町、一条院町、井ノ口町、いぶき野1～4、今福町1・2、内田町2、小田町、小田町1～3、唐国町1～4、観音寺町、黒鳥町、桑原町、阪本町、寺門町、寺門町1・2、寺田町、寺田町1～3、繁和町、肥子町、府中町、府中町2～4、箕形町1～6、弥生町1～3、和気町1～4

シルバーハウジング

シルバーハウジングとは、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯などが安心して快適な生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮し、万一の緊急時には生活援助員（LSA、ライフサポートアドバイザー）による対応がある等の福祉サービスを受けられる、公営の高齢者世話付住宅です。
これは、大阪府と府内市町村の共同事業で行っており、大阪府が住宅を建設、入居者の斡旋を行い、市町村が生活援助員を派遣して、入居者の方に生活相談等のサービスを行うもので、入居と同時に生活援助員派遣の契約をしていただきます。 ただし、シルバーハウジングは特別養護老人ホームではありませんので、介護の必要な方は別に自己負担で介護サービスを受けていただきます。

ふれあいシルバーハウジングとは、シルバーハウジングの内容に加え、高齢者が不安に陥ることのないよう日常生活において、自然な形で人と人とが触れ合うことのできる共同居住型住宅です。個人の住宅の他に、食事や団らんなど共同の生活の場として「団らん室」をもつ住宅です。入居者が団らん室でさまざまな活動に取り組むことでお互いに仲良くなり、活動的に、安心して暮らせることをめざしています。
「シルバーハウジング」と同様に、設備・仕様の面でも高齢者に配慮した住宅で、生活援助員による緊急時の対応などのサービスも受けることができます。

住宅設計上の配慮（大阪府の住宅施策）について

① 高齢者に配慮した設備・仕様
- １階は玄関までスロープを設けて段差をなくし、広い玄関ホールで利用しやすいようにしています。また、エレベータを設置して、各階へ移動しやすいようにしています。
- 廊下に手すりを設置し、玄関扉等の建具も引戸とするなど、出入りしやすいようにしています。
- 住宅内部は、浴室を除いて段差をなくしています。
- 浴槽を半落とし込みにし、手すりを設置するなど利用しやすいようにしています。
- 緊急通報ボタンを浴室、トイレ、居室に設置し、緊急時に対応できるようにしています。

② その他の施設
- 居住者の交流の場のひとつとして、ふれあいシルバーハウジングには団らん室を設置しています。（団らん室は、入居者相互で管理していただきます。）
- 居住者の自立した暮らしを助ける生活援助員用の執務室を設けています。

福祉サービスの提供（市の福祉施策）について

住宅内に配置された生活援助員が、次のようなサービスを行います。
- 生活相談……心配事相談や健康相談をはじめとした生活全般にわたる相談を行います。
- 安否の確認……一日一度、さらに必要に応じて声をかけるようにしています。
- 緊急時の対応……緊急の場合、入居者が緊急通報システムのボタンを押せば、昼間は生活援助員が受信し、不在時及び夜間等は近隣の福祉施設が対応します。
  また、生活援助員等が住戸の施錠を開錠し、住戸内に立ち入ることがあります。
- 関係機関への連絡……必要に応じて、関係機関に連絡をとります。
- 生活関連情報の提供…行政サービスや地域活動などの情報をお知らせします。

申込資格

シルバーハウジングに申込むためには、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

◎シルバーハウジング

２寝室……65歳以上の親族からなる高齢者２人の世帯（配偶者は60歳以上で可能）

１寝室……65歳以上の単身者世帯

◎ふれあいシルバーハウジング

２寝室……60歳以上の親族からなる高齢者２人の世帯（夫婦の一方が60歳以上で可能）

１寝室……60歳以上の単身者世帯

（注）年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

注意事項	シルバーハウジング及びふれあいシルバーハウジングは、介護付住宅ではありません。

※シルバーハウジング及びふれあいシルバーハウジングへのお申込みに際し必ず了解していただく事項

シルバーハウジング及びふれあいシルバーハウジングでは、45ページの市の福祉サービスを行うほか、緊急通報システム等を設置していますので、入居者の方には、利用の有無にかかわらず下表の生活援助員等費用負担基準等に基づく入居者負担額をご負担いただきます。

なお、入居者負担額は市により異なります。

また、緊急通報システムの費用負担が不要な住宅も一部あります。

○生活援助員等費用負担基準

入居者世帯の所得階層		入居者負担額（１ヵ月当り）
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税額　9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税額　9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税額 32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税額 42,001円以上の世帯	4,900円

また、次の事項についても対応が必要です。

・抽選の結果、当選者となった方は、共同居住の仕組みについて理解するため、勉強会に必ず参加していただきます。

・入居者全員で、共同生活に必要なルールを決めていただきます。

・共同スペースの管理は、生活援助員の指示のもと、入居者の方々で実施していただきます。
また、管理費（光熱水費や修繕費など）や備品の購入は、入居者全員で負担していただきます。

車いす常用者世帯向け

車いす常用者世帯向け住宅とは、車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活を送れるよう特別設計された住宅です。これには､MAIハウス、身体障がい者向け改善住宅及び身体障がい者向け住宅の3種類があります。

MAIハウスについて

車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活を送れるように、特別設計された公営住宅です。道路から住棟へスロープを設置し、段差を解消することで、容易に住宅内を移動できるようにしています。
「MAI」とは、次の３つの意味を含んでいます。

「M」（モビリティ（Mobility）　自由な移動性）
「A」（アジャスタブル（Adjustable）　調整可能な設備）
「I」（インテンシブ（Intensive）　介護に必要な住宅の補強）

MAIハウスの仕様

・車いすで住宅内部は、自由に移動できます。(和室は除く)
・非常用ボタンを居室・浴室・トイレに設置しています。
・居室・浴室・洗面所・トイレの天井裏には、ホイストレールが設置できるよう下地補強をしています。
（ホイストとは、ハンガーで利用者を支え、リモコンで上昇下降、走行ができる電動移動装置をいいます。）
・スイッチ・コンセントは、車いすで使いやすい位置に取り付けています。
・物干し金具は、車いすでも使いやすい低い位置に取り付けています。
・住棟の1階にありますので、バルコニーからスロープで屋外に移動できます。
・専用駐車場があります。

注意事項	MAIハウスは住戸によりタイプが異なります。当選後に住戸を見ていただき、入居される方に合わせて、手すり等の一部設備について調整を行います。

身体障がい者向け改善住宅について

「身体障がい者向け改善住宅」は、既存の一般住宅を、重度身体障がい者（車いす常用者）向けに標準設計で増築又は改築したものです。車いす用出入り口及びスロープ等の設置や浴室・トイレなどの改善を行います。(車いすでの出入りは、主にベランダ側からとなります。)
申込みには同居される親族（介護される方）が必要です。
入居される方に合わせた設備等の改善・調整は行いません。
改善内容

・専用駐車場の設置
・スロープ等の設置（スロープ以外に段差昇降機を設置する場合があります。）
・身体障がい者用流し台の設置
・トイレの改善（手すり、コンセント、非常用インターホンの設置）
・身体障がい者用洗面器の設置
・住宅内部の段差の解消

身体障がい者向け住宅について

「身体障がい者向け住宅」は、重度身体障がい者（車いす常用者）向けに建設当初から標準設計で整備された住宅です。

入居される方に合わせた設備などの改善・調整は行いません。

▌申込資格

車いす常用者世帯向けに申込むためには、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれにも該当する必要があります。

※単身者でお申込みの場合は、49～50ページの「単身者資格要件」を満たしている必要があります。

◎車いす常用者世帯向け住宅は、募集期間末日現在において、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者の方がいる世帯が対象です。

※身体障がい者向け改善住宅に申込みされる場合は、同居される親族（介護される方）が必要です。

注意事項	車いす常用者とは、室内及び室外において、常に車いすを使用している方をいいます。

単身者資格要件（福祉世帯向け・親子近居向け・車いす常用者世帯向け）

次の（１）～（10）のいずれかに該当し、かつ、共通申込資格（15ページ参照）のすべての条件を満たしている単身者

親子近居向け募集にお申込みの方は、親子近居向けの申込資格（41～44ページ参照）についても満たしている必要があります。車いす常用者世帯向け募集にお申込みの方は、車いす常用者世帯向けの申込資格（47～48ページ参照）についても満たしている必要があります。

（１）年齢が60歳以上の方　（注）年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

（２）身体障がい者
身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が１級から４級までの方

（３）精神障がい者
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

（４）知的障がい者
療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長等により判定された方

（５）戦傷病者
戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方

（６）原子爆弾被爆者
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

（７）生活保護受給者等
生活保護又は、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方

（８）海外からの引揚者
海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方

（９）ハンセン病療養所入所者等
平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

（10）ＤＶ被害者

下記の「DV被害者要件」を参照。

（注）（1）～（10）の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。

DV被害者要件（福祉世帯向け・親子近居向け）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する方

①配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護（同法第28条の2において準用する場合も含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方

②配偶者暴力防止等法第10条第1項及び同法第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

③女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方

（注：①の一時保護及び女性自立支援施設における保護については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、母子生活支援施設における保護については、市町村の担当部署が発行する証明書が必要です。また、②については裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。）

申込書の記入例

申込書を記入される際は、次の点にご注意ください。

1. ボールペン又はインクを使用して赤の太枠内を全部記入してください。
   （※印のある欄は、記入しないでください。また、消えるボールペンは使用しないでください。）
2. 申込者・同居しようとする者の氏名・勤務先名には必ずフリガナを記入してください。

例
大阪太郎さんの場合

- **本人（大阪太郎さん）**
  年間総収入金額　4,400,000円（会社員）
- **妻　（大阪花子さん）**
  年間総収入金額　0円（無　職）
- **長女（大阪はるかさん）**
  年間総収入金額　0円（大学生）
- **母　（大阪ヨシ子さん）**
  年間総収入金額　840,000円（年　金）

多子世帯（扶養している18歳未満の子どもが3人以上いる世帯）の優遇倍率制度を受ける方は、必ず○印を付けてください。詳しくは、7ページをご覧ください。

郵便番号は必ず記入してください。

入居しようとする方全員を記入してください。
ここに記入した方全員が同時に入居できないときは、失格となります。（死亡・出生の場合は再審査を行います。）

続柄は本人からみた続柄で記入してください。

職業等には、必ずどれかに○をしてください。
- 学生・生徒・児童の方は、5.学生等に○をし、小学3年、大学2年など具体的に記入してください。
- 無職の方は、6.無職に○をしてください。
- 退職予定の方は、7.その他（　　）に退職予定と記入してください。
- いつから?の欄には、職業等がいつから始まったか、その年月を記入してください。

申込区分

令和7年10月
（令和7年度第4回）　総合募集 府営住宅入居

大阪府知事　様

総合募集
多子世帯優遇制度
多子世帯の優遇倍率制度を受けますか？
はい

7 年 10 月

この申込書の記載内容が事
同意の上、次のとおり申し
ここに記入した方全員が同
勤務先名並びに申込者及び

申込者	郵便番号	540-8570
	自宅住所	①大 2.（
	フリガナ	フエイサンギョウカブシキカイシャ
	勤務先名	府営産業株式会社
	氏名（左：姓　右：名　上段：カナ　下段：漢字）	オオサカ 大阪　タロウ 太郎
申込者と府営住宅に同居しようとする者		オオサカ 大阪　ハナコ 花子
		オオサカ 大阪　ハルカ はるか
		オオサカ 大阪　ヨシコ ヨシ子

次の①～③の質問にお答えください。（あてはまるものに

①いま住んでいる住宅の種類に○印をつけてくださ
1. 本人の持家　2. 親族の持家　③ 民

②申込者及び申込者と府営住宅に同居しようとする者
1. いる　〔 この場合には、府営住宅入居時

③住宅に困っている理由は何ですか。
1. 家賃が高い　② 住宅が狭い　3. 設
8. 正当な理由による立退きの要求を受けている
12. その他（

申込区分は必ず記入してください。記入もれや間違いがある場合は、無効とします。
申込区分は65～188ページの募集住宅一覧表から選んでご記入ください。

受付番号	一次審査	資格審査伺					
※	※	決裁	年　月　日				
当選順位		※	※				
※	寝室数	構造	浴室	浴槽	階層指定	時期指定	
	※	※	※ 有・無	※ 有・無	※	※	
	住宅番号	※ ―					

申込書

15 日

記入については、「総合募集のご案内」51～52ページの記入例を参照してください。
●申込みは管理センターが異なっても、1世帯につき、1通に限ります。2通以上申込まれると失格となります。
●※印のある欄は記入しないでください。
●右側のはがきの２ヵ所に 85 円切手を貼ってください。

事実に相違するときは申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて大阪府警察本部長の意見を聴くことに
し込みます。

同時に入居できないとき、又は当選後に入居の資格を証明できないときは、入居の資格を失います。（死亡・出生の場合は、再審査を行います。）
が申込者と府営住宅に同居しようとする者の氏名には、必ずフリガナを記入してください。入居する方全員を記入してください。

大阪府（　　）都道府県	大阪	市 町村	中央区大手前2丁目1-1　朝日荘5号	自宅又は携帯電話番号 (06)6944-XXXX
勤務先の所在地	①.大阪府 2.（　　）都道府県	大阪	市 町村	中央区大手前1丁目	勤務先電話番号 (06)6941-XXXX

	性別 1：男 2：女	続　柄	生年月日	年齢	職業等	いつから？	収入の状況
	①：男 2：女	1. 本人	昭和 42 年 08 月 25 日	58	①.会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 3. 年金受給者 4. 生活保護 5. 学生等（　年） 6. 無職 7. その他（　）	S63 年 4 月	申込者及び申込者と府営住宅に同居しようとする者の月収額の合計は、計算の結果、入居収入基準を超えていません。
	1：男 ②：女	②. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他（　）	昭和 44 年 02 月 21 日	56	1. 会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 3. 年金受給者 4. 生活保護 5. 学生等（　年） ⑥. 無職 7. その他（　）	年 月	
	1：男 ②：女	2. 配偶者 ③. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他（　）	平成 15 年 04 月 01 日	22	1. 会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 3. 年金受給者 4. 生活保護 ⑤. 学生等（大学2年） ⑥. 無職 7. その他（　）	年 月	
	1：男 ②：女	2. 配偶者 3. 子 ④. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他（　）	昭和 15 年 07 月 19 日	85	1. 会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 ③. 年金受給者 4. 生活保護 5. 学生等（　年） ⑥. 無職 7. その他（　）	H12 年 4 月	●入居申込が可能な収入基準の範囲内であるかの確認は、「総合募集のご案内」の 31～32 ページで、実際に計算の上確認し、申込んでください。
	1：男 2：女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他（　）	年　月　日		1. 会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 3. 年金受給者 4. 生活保護 5. 学生等（　年） 6. 無職 7. その他（　）	年 月	
	1：男 2：女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他（　）	年　月　日		1. 会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 3. 年金受給者 4. 生活保護 5. 学生等（　年） 6. 無職 7. その他（　）	年 月	
	1：男 2：女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他（　）	年　月　日		1. 会社員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 2. 事業その他 3. 年金受給者 4. 生活保護 5. 学生等（　年） 6. 無職 7. その他（　）	年 月	

○印をつけ、必要事項を記入してください。）

い。

間賃貸住宅　4. 社宅・寮　5. 府営住宅　6. 公社・UR 住宅　7. 市・町・村営住宅　8. 間借り　9. その他（　　）

者の中に住宅の所有者が

までに、申込者及び申込者と府営住宅に同居しようとする者以外の者に住宅の所有権を移転する必要があります。〕　② いない

備が不十分　4. 住宅が古くいたんでいる　5. 環境が悪い　6. 災害の危険がある　7. 他の世帯と同居しており、独立したい
9. 通勤に不便（　時間　分）　10. 結婚するため（　年　月予定）　11. 介護等目的の親族との近居
）

よくある質問とその回答

＜制度全般＞

問１．なぜ、総合募集は、一般世帯向けや福祉世帯向けの応募区分を設けているのですか？
福祉世帯向けの応募区分の住戸は、設備が違うのですか？

答１．応募区分を設けているのは、特定の申込資格を持つ方のみがお申込みいただける福祉世帯向けの応募区分を設定することで、特に住宅に困っている方を入居しやすくするように配慮をしています。
福祉世帯向けの応募区分の住戸は、一般世帯向けの住戸と同じ仕様で、特別な設備を設けているわけではありません。

問２．私は福祉世帯向けの申込資格がありますが、福祉世帯向けに希望する住戸がありません。一般世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答２．福祉世帯向けの申込資格のある方（単身者を除く※）は一般世帯向けの応募区分に申込みできます。
※一般世帯向けの応募区分には単身者向けの住戸はありませんのでご注意ください。

問３．私は福祉世帯向けの申込資格があります。一般世帯向けと福祉世帯向けの両方に申込みできますか？

答３．１世帯（婚約者との申込みの場合も１世帯として扱います。）につき、１通の申込みに限ります。複数の申込みをされた場合（一般世帯向けと福祉世帯向けの両方を申込みされた場合など）は、失格となります。
なお、郵送と電子申請の両方に申込みされた場合も、複数の申込みとなり失格となります。

問４．総合募集と随時募集に重複して申込みできますか？

答４．重複した申込みはできません。

問５．抽選の結果はどうすればわかりますか？

答５．抽選結果は、公開抽選会の当日午後から、それぞれの管理センター及び大阪府咲洲庁舎26階住宅経営室で閲覧できます。また、各管理センターのホームページに、当選番号一覧を表示します。各管理センターのホームページアドレスは、１～２ページをご参照ください。
※抽選結果は、当落に関わらずお知らせします。
※電話での当落に関するお問合せには、お答えすることができません。

問６．申込み後、すぐに入居できますか？

答６．総合募集は、抽選があります。当選後、入居資格審査やあき家修繕の必要があるため、すぐに入居することはできません。申込みから入居までの流れは11～12ページをご参照ください。
また、随時募集についても、総合募集同様にすぐに入居することはできません。

問７．家賃はどれぐらいですか？

答７．家賃は入居予定者全員（申込者及び同居しようとする者）の収入（計算後の月収額（詳細19～32ページ））によって決定します。また、入居される住宅の築年数や所在地、広さなどによっても家賃は異なります。そのため一概にお答えできません。入居の２～３週間前にお送りする「入居案内」で、入居される住戸の家賃をお知らせします。また、募集住宅一覧表に、住戸ごとの家賃の目安を記載していますので、参考にしてください。なお、家賃の他に、共益費（詳細９ページ）も必要となります。
※入居が決定するまで家賃はわかりませんので、電話でのお問合せにはお答えすることができません。

問８．風呂の設置により家賃が増加しますとありますが、目安はどれくらいですか？

答８．応募区分別住宅一覧表の募集住戸ごとに記載された家賃額（円）より、参考で、
区分１の場合　200～1000円程度アップします。

＜申込み（世帯の状況）＞

問９．婚約者がいます。結婚する予定なのですが、申込みできますか？

答９．婚約者については、婚姻時期が以下に該当すれば申込みできますが、入居されるまでに婚姻している必要があります。

・新築募集……婚姻する日が入居予定時期から１カ月以内の方

・あき家募集…婚姻する日が募集期間末日から１年以内の方

申込書の続柄欄は、「８.その他」を選んで、(　) 内に“婚約者”と記入してください。

なお、当選後に入居資格の審査を行う際には、媒酌人又は親族などの署名がある婚約を確認できる書類が必要です。また、入居後１カ月以内に婚姻事実を確認できるよう婚姻届受理証明書などをご提出ください。

※申込者が未成年者の場合は問12をご参照ください。

問10．正式な婚姻届は出していないのですが、内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みできますか？

答10．住民票の続柄が「夫（未届）又は妻（未届）」であり、その事実が確認できる場合は申込みできます。申込書の続柄欄は「8．その他」を選んで、(　) 内に“内縁”と記入してください。現在同居していない場合は、内縁関係とはいえませんので、ご注意ください。

問11．パートナーシップ関係にあるカップルは申込みできますか？

答11．大阪府又は他の自治体が、パートナーシップ宣誓者であることを証明した書類により、その事実が確認できる場合は申込みできます。申込書の続柄欄は、「8．その他」を選んで、(　) 内に“パートナーシップ関係”と記入してください。

問12．配偶者と離婚をしていませんが、申込みできますか？

答12．戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が、別居のための住居の確保を目的としての申込みをすることは、世帯の分離となりますので認められません。ただし、次の場合は申込みできます。

①離婚していないが、長期間別居している場合

戸籍上は離婚していないが、長期間別居している夫婦の一方が単身者として、若しくは子又は子世帯と申込みをする場合、戸籍の附票などで配偶者と１年以上別居している事実が確認でき、かつ配偶者に扶養されていない（又は扶養していない）ことが確認できれば申込みできます。申込書の③住宅に困っている理由欄「12．その他」に○印を付け、(　) 内に“配偶者とは１年以上別居中”と記入してください。なお、１年以上の基準日は、募集期間の末日です。

②離婚協議中の場合

離婚の協議中（調停中、裁判中を含む）での申込みはできます。申込書の③住宅に困っている理由欄「12．その他」に○印を付け、(　) 内に“配偶者とは離婚予定”と記入してください。ただし、入居資格審査時に、戸籍謄本などで離婚の成立を確認できることが条件です。

問13. 未成年者も申込みできますか？

答13. 未成年者は、原則として申込みできません。ただし、未成年者が未婚のひとり親世帯で、次の要件を全て満たしている場合は、申込みできます。

①独立して生計を営んでいること。

②親権者に扶養されていないこと。

③法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意（※）があること。

④扶養している児童の年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）であること。

※入居資格審査時に同意書を提出していただきます。

問14. 現在、同居親族のなかに長期入院（退院見込なし又は退院見込日が募集期間末日から１年以上先）している者がいるのですが、同居しようとする者に含めて申込みできますか？

答14. 長期入院（退院見込なし又は退院見込日が募集期間末日から１年以上先）のために同時に入居できない方がいる場合、同居親族と認められないので、同居しようとする者から除きます。入院期間については、入居資格審査時に、証明書などを提出していただきます。退院前に、各管理センターで同居承認申請をしてください。

なお、新築募集に申込みされる場合は、取扱いが異なります。

問15. 申込後、同居しようとする者は変更できますか？

答15. 申込後（募集期間後）に同居しようとする者を変更できません。ただし、次の場合は再審査を行います。

①申込者又は同居しようとする者が死亡した場合（②の場合を除く）

申込者が死亡した場合は、同居しようとする者の中に共通申込資格（**詳細15ページ**）のすべての条件を満たしている方がいる場合は、その方を申込者に変更できます。

なお、申込んだ住戸の入居人数要件を満たさなくなった場合は、他の住戸に入居していただく場合があります。

②申込者又は同居しようとする者が死亡し、単身者となった場合

単身者となった方が共通申込資格（**詳細15ページ**）のすべての条件を満たしており、かつ、単身者資格要件（**詳細49～50ページ**）がある場合は、当選と同様の取扱いをします。

なお、申込んだ住宅に単身者向けの住戸がない場合は、他の住宅に入居していただく場合があります。

③申込後に出生した場合

変更できます。

※①～②の場合は、収入の再計算をします。その結果、収入基準が超えていれば入居できません。

※シルバーハウジング及び車いす常用者世帯向けに申込みされた方で、資格要件のある方が死亡した場合は、シルバーハウジング及び車いす常用者世帯向けの住戸には入居できません。

問16. 居宅介護を受けていますが、単身者として申込みできますか？

答16. 単身者資格要件（**詳細49～50ページ**）がある場合は、申込みできます。

問17. 現在住んでいる場所に住民票を移していないのですが、申込みできますか？

答17. 共通申込資格（**詳細15ページ**）に、申込時点において申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている（勤務することが確実な場合を含む）方という条件があります。申込書には、現在住んでいる場所の住所を記入してください。入居資格審査時に住民票を提出していただきますので、住民票を移していない理由を確認させていただくとともに、現在住んでいる場所及び住民票上の住所の賃貸借契約書などを提出していただくことになります。

＜申込み（応募区分ごとの申込資格）＞

問18. 現在生活保護を受けています。福祉世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答18. 生活保護を受けているという理由（※単身者を除く）のみでは、福祉世帯向けの応募区分には申込みできません。福祉世帯向けの申込資格である、高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、犯罪被害者等の世帯に該当する場合は、福祉世帯向けの応募区分に申込みできます。（詳細38～40ページ）

※生活保護を受けている単身者は、福祉世帯向けの単身者資格要件があります。（詳細49～50ページ）

問19. 配偶者と１年以上別居しています。ひとり親世帯（詳細38～40ページ）として福祉世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答19. ひとり親世帯の要件である20歳未満の児童を扶養している場合は、申込みできます。ただし、20歳未満の児童であっても、年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）でなければ扶養していることにはなりません。申込書の③住宅に困っている理由欄「12. その他」に○印を付け、（　）内に“配偶者とは１年以上別居中”と記入してください。

※戸籍の附票などで配偶者と１年以上（基準日は、募集期間の末日）別居している事実及び配偶者に扶養されていない（又は扶養していない）ことが確認できる必要があります。

問20. 配偶者にDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けています。ひとり親世帯（詳細38～40ページ）として福祉世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答20. 母子世帯等に準じる状況にある世帯としての証明書（詳細50ページ「DV被害者要件」①～③）を交付してもらえる場合は、配偶者と同居中・別居中に関わらず申込みできます。申込書の③住宅に困っている理由欄「12. その他」に○印を付け、（　）内に“DVにより”と記入してください。

※DV被害者の要件（詳細50ページ）に該当する方は、配偶者と同居中・別居中に関わらず、単身者として申込みできます。なお、子又は子世帯と申込みされる場合は一般世帯向け又はその他の申込資格がある応募区分に申込むこともできます。

問21. 身体障がい者手帳の交付を受けていませんが、車いすに乗っている場合、車いす常用者世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答21. 募集期間末日現在において身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹機能障がいの高い車いす常用者の方がいなければ、申込むことはできません。

なお、車いす常用者とは、室内及び室外において、常に車いすを使用している方をいいます。

＜申込み（収入基準）＞

問22. 入居予定者全員（申込者及び同居しようとする者）が無職無収入なのですが、申込みできますか？

答22. 申込みできます。府営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅ですので、収入の下限による制限はありません。ただし、入居されれば家賃を支払っていただく必要があります。

問23. 現在無職ですが、入居するまでには働く予定です。職業欄になんと記入すれば良いですか？

答23. ①新しい勤め先が内定しているなど、勤務することが確実（※募集期間末日より起算して２ヵ月以内）な方については、以下のとおり記入してください。

・給与所得の方は、職業欄「1. 会社員・アルバイト」に○印を付けてくさだい。

・事業所得の方は、職業欄「2. 事業その他」に○印を付けてください。

※給与所得・事業所得の方いずれの場合も申込書の勤務先名、勤務先の所在地、勤務先電話番号覧を記入してください。

②現在求職中の方は、職業欄を「6. 無職」に○印を付けてください。入居資格審査時に勤務している場合（勤め先が内定している場合も含む）は、審査書類を提出していただきます。

問24. 遺族年金は所得に含まれるのですか？

答24. 遺族年金は、法令により非課税所得とされていますので、所得に含まれません。その他非課税所得には、障がい年金・増加恩給・傷病手当金・労災保険・雇用保険などがあります。(詳細17ページ)

問25. 現在妊娠中ですが、月収額の計算で控除しても良いですか？

答25. 募集期間末日において出生していなければ、月収額の計算（詳細19～32ページ）で、控除の人数に含まれません。また、寝室数別などに設けられている入居人数要件の人数にも含みません。

問26. 遠隔地扶養をしています。月収額の計算で控除しても良いですか？

答26. 遠隔地扶養は所得税法上認められていれば、月収額の計算（詳細19～32ページ）で、控除できます。(単に仕送りをしているというのみでは該当しませんのでご注意ください。）入居資格審査時に、住民税証明書や源泉徴収票などで確認をします。

＜申込み（家屋に関する状況）＞

問27. 持ち家（分譲マンション、戸建て等）があるのですが、申込みできますか？

答27. 原則として申込みできません。また、同居しようとする者に持ち家がある場合も申込みできません。

ただし、入居時までに家屋の所有権を府営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分を予定している場合は、申込みできます。

持ち家がある場合は、申込書の③住宅に困っている理由欄「12. その他」に○印を付け、(　) 内に今後所有権を移転する具体的な方法“売買予定”などと記入してください。また、入居時又は入居後１ヵ月以内に、所有権移転済登記謄本を提出していただきます。

問28. 現在の持ち家が共有名義になっていますが、申込みはできますか？

答28. 共有名義の場合は、申込者及び同居しようとする者の合計の持分が1/2以下であれば申込みできます。

＜その他＞

問29. 駐車場はありますか？

答29. 一部の住宅を除いて各住宅に駐車場があります。駐車場の利用にあたっては所定の手続きをお願いします。ただし、空区画がない場合は、空きがでるまで待っていただく場合があります。

問30. 申込みをしようと思っている住戸に、「EV設置予定」、「EV工事中」と書いてありますがどういうことですか？

答30. 募集住宅一覧表の備考欄に、「EV設置予定」、「EV工事中」と記載のある申込区分の住戸は、募集時点において、エレベータ設置予定の住宅、エレベータ設置工事中の住宅です。なお、住戸によっては、エレベータが設置されない場合があります。詳細は62ページをご参照ください。

問31. シルバーハウジングとは何ですか？

答31. 高齢者の一人暮らしや夫婦世帯などが安心して快適な生活ができるように、住宅の整備・仕様に配慮し、万一の緊急時には生活援助員による対応がある等の福祉サービスを受けられる、公営の高齢者世話付住宅です。

これは、大阪府と府内市町村の共同事業で行っており、大阪府が住宅を建設、入居者のあっせんを行い、市町村が生活援助員を派遣して、入居者の方々に生活相談等のサービスを行うものです。

この住宅の特徴は、生活援助員（LSA、ライフサポートアドバイザー）による安否確認や生活相談等があることと、緊急通報システムにより、緊急ボタンを押すと、生活援助員執務室などに通報できることです。

なお、シルバーハウジングは特別養護老人ホームではありませんので、介護の必要な方は、別に自己負担で介護サービスを受けていただきます。

問32. シルバーハウジングに配置されている生活援助員（LSA）の業務はどのようなものですか？

答32. 生活援助員は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であって、市町村が適当と認めた方であり、介護サービスは行いません。

生活援助員の業務としては、生活相談や一日１回の安否確認、緊急時の対応、関係機関への連絡、生活関連情報の提供を行います。入居時に、入居者と市町村で契約を締結し、入居者は収入に応じた負担をしていただきます。

問33. シルバーハウジングに入居したら、生活援助員（LSA）のサービスを必ず受ける必要はありますか？

答33. シルバーハウジングとは、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯の方などが安心して快適な生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮し、万一の緊急時には、緊急連絡通報システムによって、生活援助員による対応がある等、入居後の福祉サービスもセットになった高齢者世話付住宅です。

市町村が入居者の福祉サービスを行うために、生活援助員の派遣を準備しており、シルバーハウジングに入居される方は、一定の費用負担をいただいたうえで、市町村と契約を行ってサービスを受けていただきます。生活援助員のサービスを必要としない方は、他の府営住宅を申込んでください。

問34. 車いす常用者世帯向け応募区分の車いす常用世帯向け住宅とはどういうものですか？

答34. 車いす常用者世帯向け住宅には、MAIハウス、身体障がい者向け改善住宅及び身体障がい者向け住宅の３種類があります。

なお、これらの住宅には、シルバーハウジングのような生活援助員による世話や、緊急通報システムのサービスはありません。

・MAIハウスとは、入居者の状況に応じて流し台・洗面台の高さなどを調整できるものをいいます。

※なお、既存のMAIハウスは、軽微な範囲で変更を加え入居していただくことになります。また、流し台、洗面台、浴槽、便器など本体部品の取り替え、スイッチ及びコンセントの位置等は変更できません。

・身体障がい者向け改善住宅とは、一般住宅を重度身体障がい者（車いす常用者）向けに標準設計で増築又は改築したものをいい、身体障がい者向け住宅とは、建設時に車いす常用者向けに標準設計された住宅です。

※なお、既存の身体障がい者向け改善住宅、身体障がい者向け住宅は、標準設計となっていますので、入居される方の状況に合わせた設備などの改善や調整を行うことができません。